



第157期 定時株主総会招集ご通知

会場

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階
大手町三井ホール

昨年と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

日時

2022年3月29日(火曜日) 午前10時開会／受付開始 午前9時

目次

第157期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	11
第2号議案 定款一部変更の件	13
第3号議案 取締役10名選任の件	15
事業報告	33
連結計算書類	81
計算書類	83
監査報告書	85

株主の皆様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、なるべくご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会では、インターネットによるライブ中継のご利用をお願い申し上げます。
- 議決権の行使は、郵送又はインターネット等をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Looking ahead,
going beyond expectations
Ahead **Beyond**

株式会社 荏原製作所

証券コード:6361

株主の皆様、 株主総会にどうぞご参加ください。

当社の株主総会では、会場にご来場いただかなくても、インターネットライブ中継や質問の事前受付などを通じて、より多くの株主の皆様は株主総会にご参加いただける体制を整えております。



取締役 代表執行役社長
浅見 正男

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様は謹んで哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、第157期定時株主総会を2022年3月29日(火曜日)に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症について、未だに収束の兆しが見えないこともあり、昨年同様、本株主総会の模様はインターネットによるライブ中継を実施させていただく予定です。

会場での密集を避けて感染拡大を防止するため、なるべくご来場をお控えいただきライブ中継にて総会の模様をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

2022年3月



創業から貫く精神「熱と誠」

与えられた仕事をただこなすのではなく、自ら創意工夫する熱意で取り組み、誠心誠意これをやり遂げる心をもって仕事をする事。

熱と誠



株主の皆様との対話を徹底追求した荏原の株主総会



会場にてリアルご出席

詳細は3頁をご覧ください。

会場にご来場いただき、株主の皆様の声をお聞かせください。



ご自宅などよりご視聴、ご参加

詳細は5頁をご覧ください。

より多くの株主の皆様へ、安心して当社株主総会にご参加いただけるよう、本総会のライブ中継を行います。
右記QRコードより、アクセスください。



第157期 定時株主総会招集ご通知

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第157期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、なるべく本総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2022年3月28日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行っていただきますようお願い申し上げます。**

記

1 日時 **2022年3月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）**

2 場所 **東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階 大手町三井ホール**

昨年と会場が異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

3 目的事項

報告事項

1. 第157期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第157期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙の郵送と電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。また、電磁的方法によって議決権を複数回行使された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

※本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。

※事前の議決権行使方法は、4頁及び6頁をご覧ください。ようお願い申し上げます。

インターネットによる開示

01 次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

- ① 連結計算書類の「連結持分変動計算書」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ④ 計算書類の「個別注記表」

なお、監査委員会及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

02 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



事前の質問受付について



株主の皆様のお声を聞かせてください。
ご質問受付ウェブサイトの開設

[https://www.ebara.co.jp/ir/stock/
shareholdersmeeting/index.html](https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html)



当社にご質問したい事項につきましては、当日ご質問いただくほか、インターネットでもお受けいたします。上記URL又はQRコードより、ご質問受付ウェブサイトへアクセスいただき、ご質問ください。株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただきます。

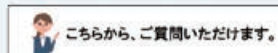
(事前)質問受付期限 2022年3月28日(月曜日)午後5時15分受付分まで

※ 事前質問の中で、本総会で取り上げるに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。
※ 本総会後もご質問をお受けいたします。ライブ中継又は動画配信をご視聴いただいた上でのご質問、ご意見なども上記ウェブサイトにお寄せください。

本ライブ中継は視聴のみとなりますので、ご質問がある場合は、事前にご質問受付ウェブサイトよりご質問ください。

当社ウェブサイトからもご質問サイトへアクセス可能です。▶

➤ 総会に関するご質問



こちらから、ご質問いただけます。

事前の議決権行使について

郵送による議決権行使



行使期限 **2022年3月28日(月曜日)午後5時15分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

インターネット等による議決権行使

詳細は6頁参照



行使期限 **2022年3月28日(月曜日)午後5時15分受付分まで**

スマート行使

同封の議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取り、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用いただき、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

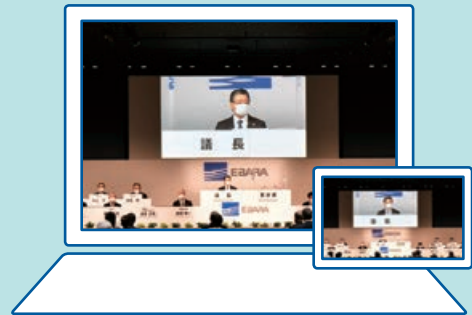
ご自宅よりご視聴、ご参加される株主様へ

株主様限定 インターネットライブ中継

本総会の模様は、インターネットによるライブ中継でもご覧いただくことができますので、本総会へのご来場はなるべくお控えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ライブ中継日時 **2022年3月29日(火曜日) 午前10時から**

※午前9時30分頃から株主総会開会までの間、事業紹介動画やトピックス映像などの投影を予定しています。



当日ご視聴される株主様へ

パソコン、タブレット、スマートフォンからのアクセス方法

① 下記URL又はQRコードより、当社ウェブサイトへアクセス

<https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



② 本招集ご通知に同封の「よくあるご質問にお答えします」に記載のパスワード等を入力

(ご留意事項)

- ・インターネットによるライブ中継はご視聴のみとなりますので、あらかじめインターネット等により議決権行使をお願い申し上げます。また、本総会開催前及びご視聴後のご質問は上記のウェブサイトでお受けいたします。
- ・ご視聴は株主様本人のみに限定させていただきます。またID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・当日のライブ中継映像は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとします。
- ・本サービスは、日本国内限定のものであり、本国外からのご参加はお控えください。
- ・株主様の使用機器やネットワーク環境によっては、本サービスをご利用にならない場合もあります。



▲ご視聴、ご質問については同封別紙の「よくあるご質問にお答えします」の冊子も併せてご覧ください。

当日ご視聴、ご参加できなかった株主様へ

開催後の株主総会の動画配信

株主総会にご出席できなかった株主様のために、当社ウェブサイト上で株主総会の報告事項の動画配信を行います。2022年4月上旬に配信を予定しておりますので、ぜひご覧ください。

ご視聴方法

従前HP ▶ 株主・投資家情報 ▶ 株式・社債情報 ▶ 株主総会

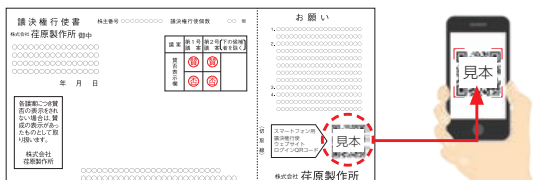
<https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



インターネット等※による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

- 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 2 画面の案内に従って賛否をご入力ください。



(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

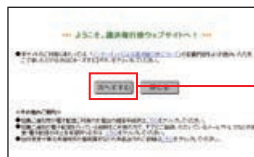
一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力いただく必要があります。

(パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。)

本サイトによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記専用ダイヤルにお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



- 1 上記の議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」
をご入力ログインしてください。



議決権行使コード
パスワード



- 3 パスワードをご入力
ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(1) 複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

(2) インターネット等と書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等で行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

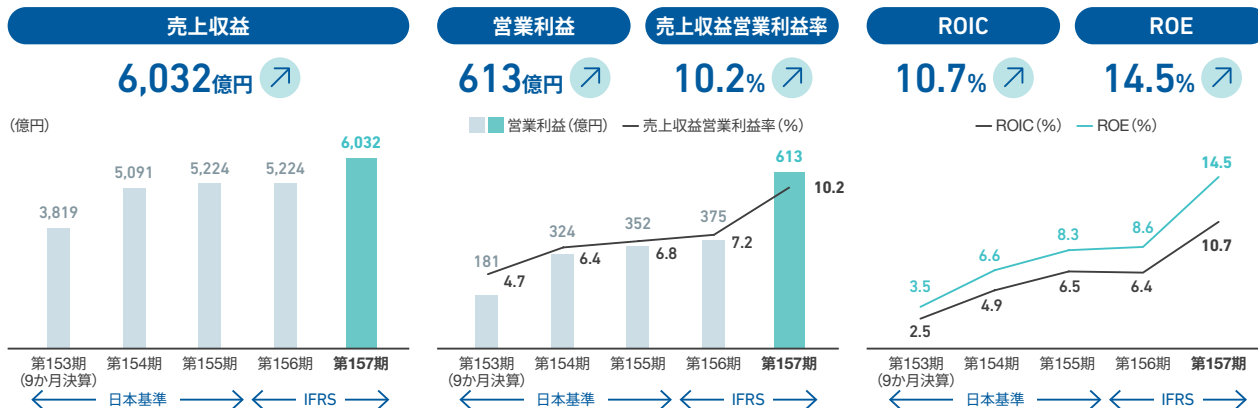
(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号:0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時~午後9時)

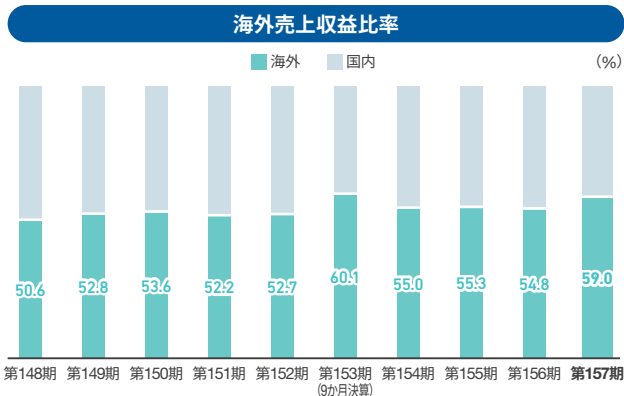
※機関投資家の皆様は、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

コロナ禍においても安定的な収益を確保

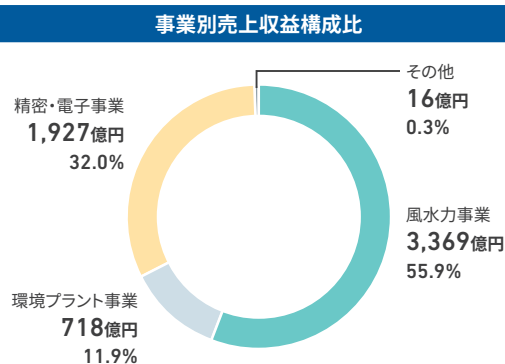
- 前年度と比較して増収増益となり、売上収益営業利益率は10.2%となりました。
- 最重要経営指標であるROICは10.7%で前年実績及び計画を大きく上回りました。



● 国内事業に頼らない海外基盤



● 1事業に偏らないバランスの取れた売上収益構成比



持続可能な社会の実現に向けた取り組み

ケニアでの水供給支援

当社の海外グループ会社であるEBARA Pumps Europe S.p.A. (以下:EPE) は、ドイツのベルリンを拠点とするスタートアップ企業 Boreal Light GmbH (以下:Boreal Light) とスポンサーシップ契約を締結しました。再生エネルギーを利用した水処理設備のソリューション提供を専門とする同社と、その子会社であるWaterKiosk Ltd.とケニア国内における飲料水供給ビジネスを支援します。

EPEは、ケニア・ナイロビ近郊のマチャコスという村にある障がいのある子供たちのための学校に、当社製のポンプを含む太陽光を利用した浄水ユニットのWaterKiosk[®]を設置しました。学校の生徒や地域コミュニティに安全できれいな飲料水を届けています。



WaterKiosk[®]



本プロジェクトにより、当社はアフリカ市場での水供給ビジネスにおける知見を蓄積していきます。今後はアフリカ市場での標準ポンプ販路拡大に繋げ、国ごとのニーズに沿った最適な製品とサービスを提供してまいります。このように現地の課題解決に資する事業を発展させていくことで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

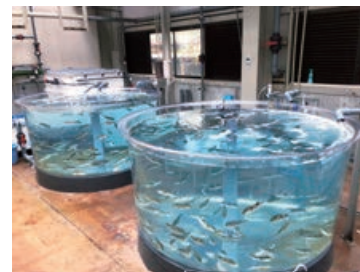
閉鎖型陸上養殖実験場が稼働

当社は、水産資源の世界的な需要増加と、養殖ビジネスの拡大に伴う従来型の海面養殖による水域汚染が問題化している背景に着目し、陸上養殖事業推進プロジェクトを立ち上げました。

2019年に、京都大学及び近畿大学などの水産物の品種改良技術シーズをコアとして設立されたフードテックスタートアップ企業であるリージョナルフィッシュ株式会社(以下:RF社)と資本業務提携契約を締結しました。

2020年10月にはRF社と共同で閉鎖型陸上養殖実験場を建設・稼働させ、RF社の品種改良技術と当社が創業以来培ってきた流体・熱制御などの技術を組み合わせ、トラフグの成長試験を行っています。

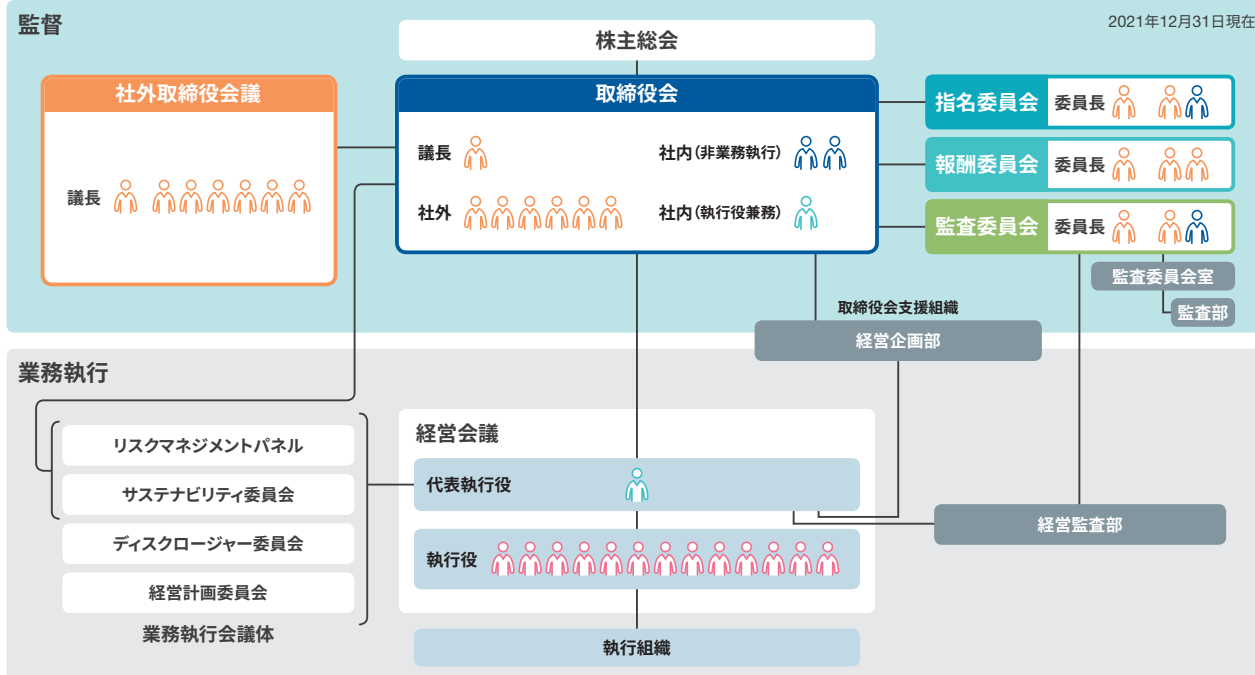
地球環境に負担が少なく、病原体などの侵入の恐れがない安全・安心で、安定した品質と量が供給されることに加え、味の可視化・消費者の嗜好に合わせた水産物製造が可能な次世代型陸上養殖の産業化を目指していきます。



陸上養殖実験場のトラフグの水槽

独立性・多様性が確保された透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制

2021年12月31日現在



社外取締役 (orange icon) 社内取締役(非業務執行) (blue icon) 社内取締役(執行役兼務) (green icon) 執行役 (red icon)



取締役会

議長 宇田左近 (独立社外取締役) 開催回数 15回 平均開催時間(1回当たり) 約3時間

主たる役割

- 継続的に企業価値を向上させるため攻めと守りの両面で適切なリスクテイクを支える最良のガバナンス体制を牽引する
- 中長期的な視点から、企業戦略などの大きな方向性を示す
- 独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行う

第157期に議論された主な事項

- 長期ビジョン及び中期経営計画の進捗モニタリングとフォローアップ
- 年度経営計画、各事業部門KPIの設定
- 取締役会の実効性評価及びそのフォローアップ
(取締役の役割・資質要件等の議論及び基本方針における明確化)
- 改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応
(サステナビリティ対応など中長期のガバナンス課題の議論等)



● 社外 ● 社内

取締役会の構成

議長 (orange icon)
社外 (orange icons)
社内(非業務執行) (blue icons)
社内(執行役兼務) (green icon)

取締役会議長の評価

- 2021年12月に実施(年1回)



社外取締役会議 | 議長・筆頭社外取締役 大枝宏之(独立社外取締役) 開催回数 13回 平均開催時間(1回当たり) 約2時間

主たる役割

- 独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場

第157期に議論された主な事項

- 取締役会議題の事前共有
- 取締役会の実効性評価のフォローアップと次年度の取り組み
- 長期ビジョン及び中期経営計画の進捗モニタリング
- 取締役の役割・資質要件、サステナビリティ対応など中長期のガバナンス課題の議論 等

社外取締役会議の構成



指名委員会 | 委員長 大枝宏之(独立社外取締役) 開催回数 14回 平均開催時間(1回当たり) 約1時間30分

第157期に議論された主な事項

- 株主総会に提案する取締役の選任に関する議案
- 執行役候補者の取締役会への提言
- 次世代経営者育成・選定プログラム

指名委員会の構成



報酬委員会 | 委員長 澤部肇(独立社外取締役) 開催回数 9回 平均開催時間(1回当たり) 約1時間30分

第157期に議論された主な事項

- 取締役及び執行役の個人別報酬(業績評価・賞与額)
- 取締役及び執行役の報酬制度

報酬委員会の構成



監査委員会 | 委員長 橋本正博(独立社外取締役) 開催回数 20回 平均開催時間(1回当たり) 約3時間

第157期に議論された主な事項

- 執行役等の職務執行・法令遵守体制の監査
- 会計監査人の評価及び選解任議案並びに監査上の主要な検討事項(KAM)
- 会社法、金融商品取引法に係るグループ内部統制の整備及び運用状況監査
- 国際財務報告基準(IFRS)の任意適用その他の重要会計事項に係る会計処理の適切性確認
- 中期経営計画E-Plan2022の進捗、M&A後の統合プロセス、全社ERP導入計画の実施状況等の確認

監査委員会の構成



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けています。株主還元につきましては、連結配当性向35%以上を目標に当該期の業績に連動させ、かつ親会社所有者帰属持分当座率(連結)2.0%以上を確保する方針としています。

この方針に基づき、第157期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき113円といたしたいと存じます。

この結果、中間配当金50円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき163円となります。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類

金銭

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、

金113円

総額 10,393,464,280円

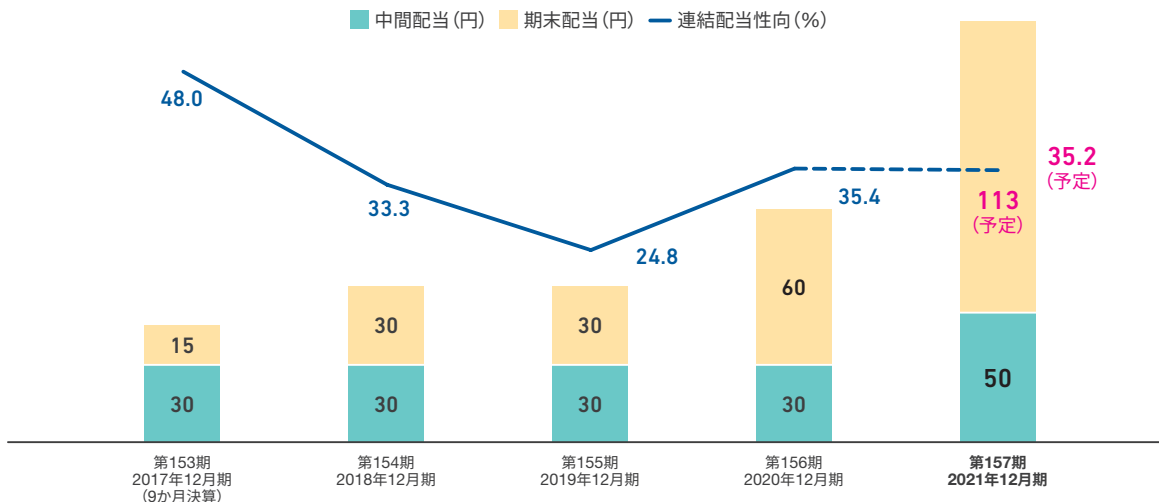
3

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月30日

〔ご参考〕株主還元の推移

1株当たり配当金／連結配当性向の推移



配当金等の推移

区分	年度	第153期 (2017年度)	第154期 (2018年度)	第155期 (2019年度)	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	45	60	60	90	163 (予定)
連結配当性向	(%)	48.0	33.3	24.8	35.4	35.2 (予定)

※当社グループは、第157期より、国際財務報告基準 (IFRS) を適用しており、第156期の連結配当性向についても、IFRSに準拠して表示しています。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ここに取締役10名の選任をお願いするものです。

本議案の取締役候補者が原案どおり選任されますと、取締役10名中、社外取締役が7名、女性取締役が3名の体制となり、取締役会が引き続き高い独立性と多様性を備えた監督機能を発揮できると考えています。

各候補者は、当社で定めた「取締役会の役割と取締役選任基準」及び「社外取締役の役割と独立性基準」(29頁及び30頁)を満たしています。

また、当社は、取締役会及び取締役の実効性を維持・向上させ

るために「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において取締役を求める役割・資質要件を属性や役職(社外取締役、議長、筆頭社外取締役等)ごとに明確に決めました(31頁及び32頁)。指名委員会は各取締役候補者が当該要件に加え、当社が重要と考える「取締役候補者に期待する分野」の複数の項目についての知識・経験を有していることを確認し、決定しています。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ebara.co.jp/ir/governance/information/governance-policy.html>

候補者番号	氏名(年齢)	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	属性
1	まえだ とういち 前田 東一 (満66歳)	取締役 会長 指名委員会委員	100% (15/15回)	再任 非執行
2	あさみ まさお 浅見 正男 (満61歳)	取締役 代表執行役社長	100% (15/15回)	再任 執行
3	さわべ はじめ 澤部 肇 (満80歳)	取締役 報酬委員会委員長	100% (15/15回)	再任 社外 独立役員
4	おおえだ ひろし 大枝 宏之 (満65歳)	取締役 筆頭社外取締役 指名委員会委員長	100% (15/15回)	再任 社外 独立役員
5	はしもと まさひろ 橋本 正博 (満73歳)	取締役 監査委員会委員長	100% (15/15回)	再任 社外 独立役員
6	にしやま じゅんこ 西山 潤子 (満65歳)	取締役 報酬委員会委員	100% (15/15回)	再任 社外 独立役員
7	ふじもと みえ 藤本 美枝 (満54歳)	取締役 報酬委員会委員	93% (14/15回)	再任 社外 独立役員
8	きたやま ひさえ 北山 久恵 (満64歳)	取締役 監査委員会委員	100% (11/11回)	再任 社外 独立役員
9	ながみね あきひこ 長峰 明彦 (満63歳)	取締役 監査委員会委員	100% (11/11回)	再任 非執行
10	しまむら たくや 島村 琢哉 (満65歳)	(新任取締役候補者)	—% (—/—回)	新任 社外 独立役員

(注) 1. 年齢は本定時株主総会時のものです。

2. 北山久恵、長峰明彦の両氏は、2021年3月26日開催の第156期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しています。

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

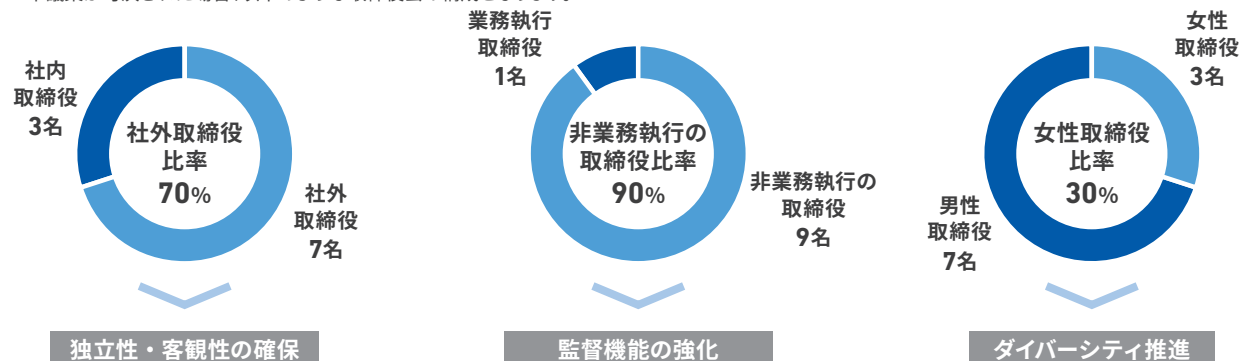
執行 業務執行取締役候補者

非執行 非業務執行の取締役候補者(社内)

独立役員 証券取引所届出独立役員

取締役会の構成

※本議案が可決された場合、以下のような取締役会の構成となります。



当社が取締役候補者(社外及び非執行)に期待する分野

候補者番号	就任予定委員など	法務 リスク管理	人事・ 人材開発	財務・会計 資本政策	監査	企業経営 経営戦略	技術研究開発・ イノベーション	環境	社会	内部統制・ ガバナンス
1	会長 指名委員					*	*	*	*	*
2	代表執行役社長	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	筆頭社外 指名委員会委員長		*	*		*			*	*
4	取締役会議長 指名委員		*	*		*			*	*
5	監査委員会委員長			*	*	*			*	*
6	報酬委員				*		*	*	*	*
7	報酬委員会委員長	*	*		*				*	*
8	監査委員	*		*	*				*	*
9	監査委員	*		*	*				*	*
10	報酬委員		*	*		*			*	*

指名委員会委員長 指名委員会委員長候補者 報酬委員会委員長 報酬委員会委員長候補者 監査委員会委員長 監査委員会委員長候補者

指名委員 指名委員会委員候補者 報酬委員 報酬委員会委員候補者 監査委員 監査委員会委員候補者 筆頭社外 筆頭社外取締役候補者

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

候補者番号

1

まえだ とういち
前田 東一

1955年12月24日生(満66歳)

期待する分野

企業経営
経営戦略技術研究開発・
イノベーション

環境



社会

内部統制・
ガバナンス

属性・委員会

再任

非執行

会長

指名委員

出席率(2021年度)

取締役会

100%(15/15回)

指名委員会

100%(14/14回)

株主の皆様へ

2021年度は新型コロナウイルス変異株の世界的な感染拡大に伴い、2020年度に引き続き困難な事業環境になりましたが、取締役会と業務執行陣は適切な感染対応を継続しながら、コロナ禍においても拡大する市場の需要を捉えた事業運営を行ってまいりました。その結果、過去最高利益を更新するとともに、中期経営計画E-Plan2022の2年目において最終年度目標を達成致しました。今後もコーポレートガバナンスの実効力を更に進化させ、荏原グループの新たな成長と企業価値向上に努めてまいります。

取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、社長在任時に企業価値向上を目指して強いリーダーシップを発揮しました。指名委員会等設置会社移行時には最適な業務執行体制の構築に取り組み、迅速な意思決定による機動的な経営を推進し、競争力強化に尽力しました。また、会長就任後も更なるガバナンス体制の強化を目指した改革を推進しています。

候補者は当社が定める取締役役に求められる資質要件を満たしており、特に「企業経営、経営戦略」、「技術研究開発・イノベーション」及び「環境」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、当社における経営経験及び事業に関する豊富な知識と経験を活かし、引き続き取締役会長としてガバナンス改革を推進することができると判断し、取締役候補者となりました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月 当社入社

2007年 4月 当社執行役員

2010年 4月 当社常務執行役員

2011年 4月 当社風水力機械カンパニー
カスタムポンプ事業統括

2011年 6月 当社取締役

2012年 4月 当社風水力機械カンパニープレジデント

2013年 4月 当社代表取締役社長

2015年 6月 当社代表取締役社長

2019年 3月 当社取締役会長(現在)

同 当社指名委員会委員(現在)

所有する当社株式数

30,604株

取締役在任年数

10年9か月 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

候補者番号

2

あさみ まさお
浅見 正男

1960年4月7日生(満61歳)

期待する分野

(代表執行役社長)

属性・委員会

再任

執行

代表執行役社長



出席率(2021年度)

取締役会

100%(15/15回)

株主の皆様へ

コロナの影響を受ける中、成長に必要な施策、収益性改善を行い、E-Plan2022で掲げた目標の達成が視野に入ってきました。コロナ以外にも物価上昇など、先が見通しにくい状況が続きますが、E-Vision2030で掲げる持続可能な社会づくり、進化する豊かな生活づくりへの貢献に向けて、新事業の創出にも取り組み、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、精密・電子事業の責任者としてグローバルでの事業拡大を推進し、社長就任後は長期ビジョンE-Vision2030及び中期経営計画E-Plan2022の策定、及びその実現に向けた新技術・新事業の開拓や組織風土の改善に強いリーダーシップを発揮しています。
指名委員会は、候補者が当社の定める取締役に求められる資質要件を満たしており、引き続き代表執行役社長を兼務する取締役として、長期ビジョンE-Vision2030及び中期経営計画E-Plan2022の達成を目指して業務執行の陣頭指揮を執っていくとともに、監督と執行の両面で取締役会での決議や審議に資する適切な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者となりました。

略歴並びに当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2015年 6月	当社執行役常務
2010年 4月	当社執行役員	2016年 4月	当社精密・電子事業カンパニー プレジデント
2011年 4月	当社精密・電子事業カンパニー 営業統括部長	2019年 3月	当社取締役(現在)
2014年 4月	当社常務執行役員	同	当社代表執行役社長(現在)

所有する当社株式数

26,440株

取締役在任年数

3年 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

※本議案が承認された場合

候補者番号

3

さわべ はじめ
澤部 肇

1942年1月9日生(満80歳)

期待する分野



属性・委員会

- 再任
- 社外
- 独立役員
- 筆頭社外
- 指名委員会委員長

出席率(2021年度)

取締役会 100% (15/15回)
報酬委員会 100% (9/9回)
社外取締役会議 100% (13/13回)

株主の皆様へ

荏原製作所の社会的価値と企業価値の持続的発展を図るべく、自己の経験を活かし、ESG経営に尽力して参ります。



社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、長きにわたり電子部品業界を代表する上場企業の経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有するとともに、様々な業界の上場企業における豊富な社外役員経験を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、報酬委員会委員長として、当社の取締役及び執行役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関わる審議等、報酬委員会活動を牽引しています。

候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、新たに指名委員会委員長として社長の承継計画策定等、経営人材の選定や候補者人材の育成にリーダーシップを発揮することができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴並びに当社における地位及び担当

1964年 4月	東京電気化学工業株式会社 (現 TDK株式会社) 入社	2011年 10月	早稲田大学評議員
1996年 6月	同社取締役、記録デバイス事業本部長	2012年 4月	一般社団法人日本能率協会理事 (2018年3月退任)
1998年 6月	同社代表取締役社長	2012年 6月	TDK株式会社相談役(2019年3月退任)
2006年 6月	同社代表取締役会長	2014年 7月	早稲田大学評議員会副会長
2008年 3月	旭硝子株式会社(現 AGC株式会社) 社外取締役(2014年3月退任)	2015年 6月	株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役 (2017年6月退任)
2008年 6月	帝人株式会社社外取締役(2016年6月退任)	同	当社取締役(現在)
同	野村證券株式会社社外取締役 (2011年6月退任)	同	当社報酬委員会委員
2009年 6月	野村ホールディングス株式会社社外取締役 (2011年6月退任)	2018年 7月	早稲田大学評議員会会長(現在)
2011年 3月	株式会社日本経済新聞社社外監査役 (2019年3月退任)	2019年 4月	一般社団法人価値創造フォーラム21 幹事会付顧問(現在)
2011年 6月	TDK株式会社取締役 取締役会議長	2020年 3月	当社報酬委員会委員長(現在)
		2021年 6月	株式会社テレビ東京ホールディングス 社外取締役(現在)

所有する当社株式数

1,820株

取締役在任年数

6年9か月 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

早稲田大学評議員会会長
一般社団法人価値創造フォーラム21幹事会付顧問
株式会社テレビ東京ホールディングス社外取締役*
(*は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

澤部肇氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が過去に業務執行に携わっていましたTDK株式会社と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合 比較対象	備考
精密部品等	TDK株式会社	当社グループ	0.1%未満 (2億円未満)	同社2022年3月期 第3四半期 連結売上高 同氏は2019年3月に 同社相談役を退任しています。

候補者番号

4

おおえだ ひろし
大枝 宏之

1957年3月12日生(満65歳)

期待する分野



属性・委員会

- 再任
- 社外
- 独立役員
- 取締役会議長
- 指名委員

出席率(2021年度)

取締役会 100% (15/15回) 指名委員会 100% (14/14回) 社外取締役会議 100% (13/13回)

株主の皆様へ

私が今まで培ってきた食品メーカーの企業経営の知見や経験も活かしながら、企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制強化に取り組み、任原製作所の更なる成長・発展に積極的に貢献してまいります。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、製粉・食品業界を代表する上場企業において経営に携わり、メーカーにおける経営トップの立場で事業業績を向上させた実績と企業経営全般に豊富な経験を有し、グローバルビジネスにも精通しています。当社においても筆頭社外取締役として社外取締役会議での議論を牽引するとともに、指名委員会委員長として社長の承継計画策定等、経営人材の選定や候補者人材の育成といった指名委員会の活動に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役役に求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、新たに取締役会議長として取締役会の運営及びガバナンス向上にリーダーシップを発揮することができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月	日清製粉株式会社 (現 株式会社日清製粉グループ本社) 入社	2017年12月	日本ユネスコ国内委員会委員
2009年 6月	株式会社日清製粉グループ本社取締役	2018年 3月	当社取締役(現在)
2011年 4月	同社取締役社長	同	当社指名委員会委員
2015年 4月	国立大学法人一橋大学経営協議会委員	2018年 6月	積水化学工業株式会社社外取締役(現在)
2017年 4月	株式会社日清製粉グループ本社取締役相談役	2019年 3月	当社指名委員会委員長(現在)
2017年 6月	同社特別顧問(現在)	2019年 6月	公益財団法人一橋大学後援会理事長(現在)
同	株式会社製粉会館取締役社長(現在)	2020年 3月	当社筆頭社外取締役(現在)
		2020年12月	日本ユネスコ国内委員会副会長(現在)

所有する当社株式数

1,820株

取締役在任年数

4年 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

株式会社日清製粉グループ本社特別顧問
株式会社製粉会館取締役社長
積水化学工業株式会社社外取締役※
公益財団法人一橋大学後援会理事長
日本ユネスコ国内委員会副会長
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

大枝宏之氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

候補者番号

5

はしもと まさひろ
橋本 正博

1948年8月28日生(満73歳)

期待する分野



属性・委員会

- 再任
- 社外
- 独立役員
- 監査委員会委員長

出席率(2021年度)

取締役会 報酬委員会* 監査委員会 社外取締役会議
100%(15/15回) 100%(2/2回) 100%(20/20回) 100%(13/13回)

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大の長期化をはじめ不確実な経営環境が続く中において、当社は社会インフラを担う企業としてE-Plan2022、E-Vision2030の方針の下、着実にその歩みを進めています。私は社外取締役、監査委員会委員長として中長期的なインパクトやリスクに十分配慮しつつ当社の企業価値、社会・環境価値の向上に貢献できるよう尽力してまいります。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、国際金融分野における造詣が深く、財務に関する豊富な知識を有するとともに、半導体製造装置業界を代表する上場企業において長きにわたりトップとして経営に携わっており、企業経営全般に高い見識を有しています。当社においても監査委員会委員長として当社及び当社グループの監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「財務・会計、資本政策」、「監査」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き監査委員会委員長としてリーダーシップを発揮することができると判断し、社外取締役候補者となりました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1972年 4月	株式会社大和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行	2014年 4月	同社取締役副会長
1998年11月	ダイワフルダニア銀行(インドネシア) 社長	2015年 6月	同社相談役(非常勤)(2016年3月退任)
1999年 7月	株式会社大和銀行国際部長 (2001年6月退職)	2016年 4月	熊本県産業振興顧問(2022年3月退任予定)
2001年 6月	大日本スクリーン製造株式会社 (現 株式会社SCREENホールディングス) 常務取締役、財務本部長	2018年 3月	当社取締役(現在)
2004年 6月	同社専務取締役	同	当社監査委員会委員
2005年 6月	同社代表取締役、取締役社長、 最高執行責任者(COO)	2019年 3月	当社報酬委員会委員
		2021年 3月	当社監査委員会委員長(現在)

所有する当社株式数

1,820株

取締役在任年数

4年 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

熊本県産業振興顧問(2022年3月退任予定)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

橋本正博氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

*橋本正博氏は、2021年3月26日開催の取締役会最終の時をもって報酬委員会委員を退任しましたので、同日以前に開催した報酬委員会への出席状況を記載しています。

候補者番号

6

にしやま じゅんこ
西山 潤子

1957年1月10日生(満65歳)

期待する分野



監査



技術研究開発・
イノベーション



環境



社会



内部統制・
ガバナンス

属性・委員会

再任

社外

独立役員

報酬委員

出席率(2021年度)

取締役会 100%(15/15回)
報酬委員会* 100%(7/7回)
監査委員会* 100%(4/4回)
社外取締役会議 100%(13/13回)

株主の皆様へ

2021年度もコロナ禍のもと、当社を取り巻く経営環境は、厳しさを増して行きましたが、荏原グループは、社会インフラを支え、人々が豊かで便利な暮らしを実現するために貢献するための施策を議論し、推進し続けています。また、未来に向けて新しい種を着実に育てつつあります。社外取締役として守りだけではなく攻めのガバナンスを体現できるよう執行側を後押しし、報酬委員として企業文化の改革や企業価値の向上に貢献できるよう尽力してまいります。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、ヘルスケア業界を代表する上場企業において研究開発、環境推進等に従事するとともに、常勤監査役として全社事業の監査にも携わっており、企業経営全般に豊富な経験を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、報酬委員会委員として当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「監査」、「技術研究開発・イノベーション」及び「環境」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き報酬委員会委員として力を発揮することができると判断し、社外取締役候補者となりました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月	ライオン油脂株式会社 (現 ライオン株式会社) 入社	2019年 3月	同社顧問(2021年3月退任)
2006年 3月	同社購買本部製品部長	同	同社取締役(現在)
2007年 3月	同社生産本部第2生産管理部 製品購買担当部長	同	同社監査委員会委員
2009年 1月	同社研究開発本部包装技術研究所長	2019年 6月	株式会社ジャックス社外取締役(現在)
2014年 1月	同社CSR推進部長	2020年 6月	戸田建設株式会社社外監査役(現在)
2015年 3月	同社常勤監査役	2021年 3月	同社報酬委員会委員(現在)

所有する当社株式数

1,520株

取締役在任年数

3年 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

株式会社ジャックス社外取締役*
戸田建設株式会社社外監査役*
(*は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

西山潤子氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は 当社の独立性の基準を満たしています。

*西山潤子氏は、2021年3月26日開催の取締役会最終の時をもって監査委員会委員を退任しましたので、同日以前に開催した監査委員会への出席状況を記載しています。また、同取締役会において新たに報酬委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した報酬委員会への出席状況を記載しています。

候補者番号

7

ふじもと みえ
藤本 美枝

1967年8月17日生(満54歳)

期待する分野



属性・委員会



出席率(2021年度)

取締役会	報酬委員会	社外取締役会議
93% (14/15回)	100% (9/9回)	85% (11/13回)

株主の皆様へ

2021年は、これまでの様々な取組みの成果が確実に表れた年でした。変化が激しい外部環境に対応して、これを着実に前進させるため、会社の取組みを注視し後押ししてまいります。また昨年、取締役会においてコーポレート・ガバナンスに関する基本方針の改定を行い、取締役に求められる役割を改めて見直し、高い理想を掲げました。この理想に近づくことを目指しつつ、社外取締役及び報酬委員の職務を通じて荏原製作所の企業価値の向上に貢献できるよう、一層尽力する所存です。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、弁護士として労働関連法規を中心とした企業法務に精通しているとともに、上場企業における社外役員経験を有しています。当社においてもそれらの豊富な経験と高い見識・専門性を活かし取締役会等の重要会議において積極的に発言しているとともに、報酬委員会委員として当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に貢献しています。候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「法務・リスク管理」、「人事・人材開発」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、新たに報酬委員会委員長としてリーダーシップを発揮することができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただくと判断しています。



略歴並びに当社における地位及び担当

1993年 4月	弁護士登録(現在)	2016年 6月	株式会社東京放送ホールディングス (現 株式会社TBSホールディングス)
同	新東京総合法律事務所入所		社外監査役(株式会社TBSテレビ監査役)(現在)
2009年 6月	株式会社クラレ社外監査役	2019年 3月	株式会社クラレ社外取締役(2020年3月退任)
2015年 4月	TMI総合法律事務所入所(現在)	2020年 3月	当社取締役(現在)
2015年 6月	生化学工業株式会社社外監査役(現在)	同	当社報酬委員会委員(現在)

所有する当社株式数

1,220株

取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

弁護士
TMI総合法律事務所パートナー
生化学工業株式会社社外監査役*
株式会社TBSホールディングス社外監査役*
(株式会社TBSテレビ監査役)
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

藤本美枝氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

候補者番号

8

きたやま ひさえ
北山 久恵

1957年8月30日生(満64歳)

期待する分野



属性・委員会

- 再任
- 社外
- 独立役員
- 監査委員

出席率(2021年度)

取締役会* 100% (11/11回)
監査委員会* 100% (16/16回)
社外取締役会議* 100% (10/10回)

株主の皆様へ

現在の複雑で不確実な環境において、変化に対応するために多様性が求められています。柔軟な新たな発想により、公認会計士としての会計・監査の知識と経験を活かし、コーポレートガバナンス体制の強化に取り組むとともに、荏原製作所の中長期的な企業価値のさらなる向上と持続的な成長に貢献できるよう、精一杯尽力いたします。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験と企業会計及び監査に関する高い見識・専門性を有しており、女性会計士活躍促進及びダイバーシティ推進活動にも取り組んでいます。当社においても監査委員会委員として当社及び当社グループの監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「法務、リスク管理」、「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き監査委員会委員として力を発揮できると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。



略歴並びに当社における地位及び担当

1982年10月	監査法人朝日会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 入社	2019年 7月	日本公認会計士協会副会長(現在) 同 有限責任あずさ監査法人専務役員(2020年6月退職)
1986年 3月	公認会計士登録(現在)	2020年 6月	株式会社榑本チエイン社外取締役(現在)
1999年 5月	朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) パートナー	2020年 7月	北山公認会計士事務所開所(現在)
2013年 7月	有限責任あずさ監査法人常務執行理事	2021年 3月	当社取締役(現在)
2019年 6月	日本公認会計士協会近畿会会長(現在)	同	当社監査委員会委員(現在)

所有する当社株式数

720株

取締役在任年数

1年 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

公認会計士
日本公認会計士協会近畿会会長
日本公認会計士協会副会長
株式会社榑本チエイン社外取締役*
北山公認会計士事務所代表
(*は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

北山久恵氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が過去に業務執行に携わっていました有限責任あずさ監査法人と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合 比較対象	備考
アドバイザー業務	有限責任あずさ監査法人	当社グループ	0.1%未満 (30百万円未満)	同監査法人 2021年6月期 売上高 同氏は2020年6月に 同監査法人を退職しています。

*北山久恵氏は、2021年3月26日開催の第156期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役に及び監査委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会等への出席状況を記載しています。

候補者番号

9

ながみね あきひこ
長峰 明彦

1958年5月5日生(満63歳)

期待する分野



法務
リスク管理

財務・会計
資本政策

監査

属性・委員会



監査委員

出席率(2021年度)

取締役会* 100% (11/11回)

監査委員会* 100% (16/16回)



社会

内部統制・ガバナンス

株主の皆様へ

世界はパンデミックの月日を重ね、社会も個人もビジネスも変化を加速しています。中計最終年度を前に足元の業績は好調ですが、企業に求められる役割にも大きな変化が見られます。こうした転換期にあって、私は常勤監査委員としての日々の取組みをベースに、経営陣が果敢なリスクテイク、適切なリスク管理をするよう後押しし、当社がより一段高いステージに向けて社会の公器として企業価値を高めていくことに貢献する所存です。株主の皆様への責務を果たすべく尽力いたします。

取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、当社にて経理財務部門での豊富な経験があり、同部門の責任者として当社グループの経理財務に関する高度化・効率化を推進し、財務基盤の強化において強いリーダーシップを発揮しました。取締役就任後も監査委員会委員として当社及び当社グループの監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「法務、リスク管理」、「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き監査委員会委員として力を発揮できると判断し、取締役候補者となりました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 4月	株式会社荏原電産入社	2015年 6月	当社執行役
2006年 6月	同社取締役	同	当社経理財務・連結経営・内部統制担当
2010年 7月	当社入社、財務・管理統括部審査室長	2021年 3月	当社取締役(現在)
2014年 4月	当社経理財務統括部長	同	当社監査委員会委員(現在)
2015年 4月	当社執行役員		

所有する当社株式数

13,335株

取締役在任年数

1年 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

*長峰明彦氏は、2021年3月26日開催の第156期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び監査委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会等への出席状況を記載しています。

候補者番号

10

しまむら たくや
島村 琢哉

1956年12月25日生(満65歳)

期待する分野



属性・委員会

- 新任
- 社外
- 独立役員
- 報酬委員

出席率(2021年度)

取締役会
一% (一/一回)

株主の皆様へ

私が取締役会長を務めておりますAGC株式会社は、ガラス、化学品、電子部材等を製造販売する素材メーカーです。風水力事業、環境プラント事業、精密・電子事業を主要な事業とする荏原製作所とは事業分野こそ異なりますが、高い倫理観をもって社会のニーズに応える製品を供給するという共通した志を持っています。

社外取締役として選任頂きました際には、この志を胸に、株主の皆様への期待に応え、企業価値の持続的な増大に貢献できるよう努めてまいります。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、長きにわたり化学・素材業界を代表する上場企業の経営に携わっており、メーカにおける経営トップの立場で組織文化変革に強いリーダーシップを発揮した経験を有し、グローバル一体経営にも精通しています。

候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、報酬委員会委員として力を発揮することができると判断し、新たに社外取締役候補者となりました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月	旭硝子株式会社(現 AGC株式会社) 入社	2015年 1月	同社社長執行役員CEO
2009年 1月	同社執行役員 化学品カンパニー企画・管理室長	2015年 3月	同社代表取締役社長執行役員CEO
2010年 1月	同社執行役員 化学品カンパニープレジデント	2021年 1月	同社代表取締役会長
2013年 1月	同社常務執行役員 電子カンパニープレジデント	2021年 3月	同社取締役会長(現在)

所有する当社株式数

0株

取締役在任年数

一年 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

AGC株式会社取締役会長*
(*は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との特別の利害関係

島村琢哉氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が過去に業務執行に携わっていましたAGC株式会社と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合 比較対象	備考
当社グループの製品及びアフターサービス等	当社グループ	AGC株式会社	0.1%未満 (2億円未満)	当社2021年12月期 連結売上高 同氏は2021年3月より 同社の業務執行に携わっていません。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
- (1) 当社は、澤部肇、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝、北山久恵の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案において6氏の再任が承認可決された場合には、6氏は引き続き独立役員となります。また、島村琢哉氏の選任が承認可決された場合には、同氏は新たに独立役員となります。
 - (2) 澤部肇、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝、北山久恵の6氏が最後に選任された後、在任中の当社における法令違反について該当の事実はありません。
 - (3) 大枝宏之、橋本正博、西山潤子、北山久恵、島村琢哉の5氏が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中の当該他の株式会社における法令違反等について該当の事実はありません。
 - (4) 澤部肇氏が2017年6月まで社外取締役に就任していた株式会社ジャパンディスプレイは、2020年4月に不適切会計に係る第三者委員会による調査結果及び過年度決算修正について公表しております。同氏は、同社在任期間中に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から内部統制システムやコンプライアンスの重要性について注意を喚起していました。
 - (5) 藤本美枝氏が2019年3月まで社外監査役、同月以降社外取締役に就任している株式会社クラレは、①防衛装備庁が発注する特定ビニロン製品の入札に関して独占禁止法に違反する行為、及び②浄水施設等で使用される特定活性炭の製造販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、それぞれ①2017年3月及び②2019年11月に公正取引委員会から排除措置命令等を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性について注意を喚起していました。当該事実の判明後は、取締役会等において会社の取り組みの内容を確認し、再発防止のための提言を行うなどの対応を行いました。
 - (6) 社外取締役候補者の独立性等
 - ① 社外取締役候補者は、いずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であった事実はありません。
 - ② 社外取締役候補者は、いずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去10年間にも該当の事実はありません。
 - ③ 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。
 - ④ 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤ 社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
3. 「社外取締役の独立性基準」における「荏原グループと重要な取引関係がある企業」に関連して、各事業年度における次の金額及び比率が、いずれも500万円未満かつ0.1%未満のものについては、当該事業年度におけるこれらの取引関係に関する記載を省略しています。（軽微基準）
- (1) 荏原グループから取引先企業への商品又はサービスの提供に係る取引金額、荏原グループの連結売上高に対する取引金額の占める割合
 - (2) 取引先企業から荏原グループへの商品又はサービスの提供に係る取引金額、取引先企業の連結売上高に対する取引金額の占める割合

4. 責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(1) 当社と澤部肇、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝、北山久恵の6氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、本議案において6氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き6氏と同様の契約を継続する予定であります。

(2) 本議案において島村琢哉氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者が取締役選任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 本議案が承認された場合には、指名、報酬及び監査委員会の構成について以下を予定しております。

指名委員会	澤部 肇(委員長)、大枝 宏之、前田 東一
報酬委員会	藤本 美枝(委員長)、西山 潤子、島村 琢哉
監査委員会	橋本 正博(委員長)、北山 久恵、長峰 明彦

取締役会の役割と取締役選任基準

取締役会は、すべてのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現するために最善の努力を払わなければなりません。不祥事等を未然に防ぐための統制環境を整える観点(守りの姿勢)に加えて、事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点(攻めの姿勢)においてリーダーシップを発揮することが求められます。

守りと攻めの両面でリーダーシップ発揮を可能とするために、取締役会は、多様な意見を交わすことで内輪の議論に陥ることを避けつつ、最良の結論を導き出すことのできる場でなければなりません。そのためには事業経営の観点から重要である事項について、社内外を問わず十分な資質・能力を有する人材で構成される必要があります。取締役には、自身が少なくとも一つの方針において十分な専門的知見を有することに加えて、専門知識を有する他の取締役からの意見及び社内外からの情報に基づいて判断を下せる幅広い見識や論理的思考力を有することが求められます。

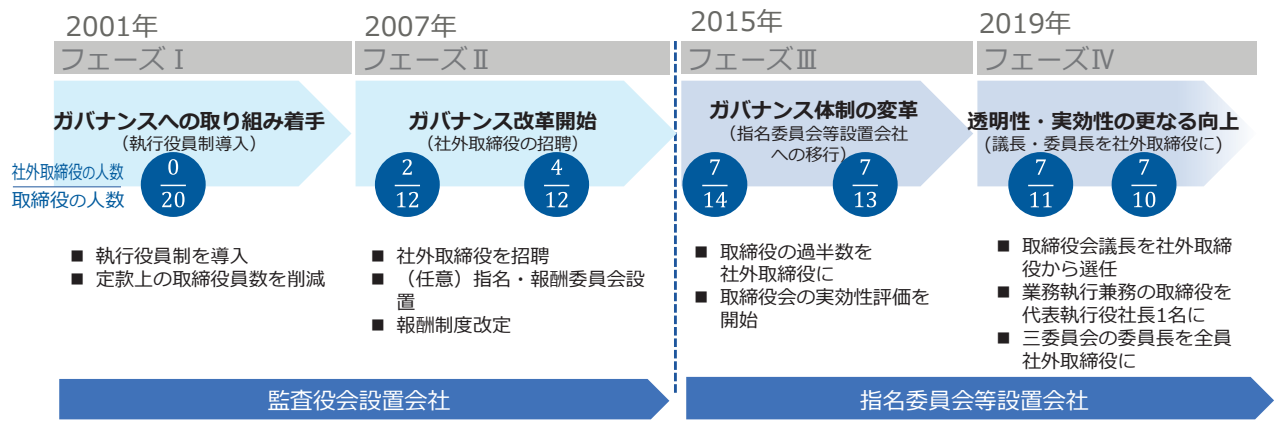
また、取締役会は、業務執行を担う経営陣に対する実効的な監督を可能とし、かつ業務執行の進捗状況及びその結果について業務執行とは独立した立場から客観的に評価し意見を述べることを可能とするために、監督と執行の明確な役割分担を実現しなければなりません。そのための機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、執行役を兼務する取締役を最小限とした上で、非業務執行の取締役(独立社外取締役*と執行役を兼務しない社内出身取締役)を有効に活用します。コーポレートガバナンスの要諦をなす指名、報酬及び監査の各委員会は、その独立性と客観性を確保するために非業務執行取締役のみで構成し、各委員会の委員の過半数は独立社外取締役とし、各委員会委員長も原則として社外取締役とします。

このような観点から取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役を全取締役の過半数とします。

*「独立社外取締役」:当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。

当社の社外取締役は全員独立社外取締役です。

コーポレート・ガバナンスの変遷－新たなフェーズへの進化



社外取締役の役割と独立性基準

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、執行上の重要な施策、経営の成果及び執行役のパフォーマンスを随時監督・検証し、客観的な立場から、現執行役に経営を委ねることの適否について、率直な問題解決思考の意見・提言をすることを、その主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、全員が高い独立性を有するとともに、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より決定します。

また、東京証券取引所が定める独立性基準を基に独自の独立性基準を設けています。

【社外取締役の独立性基準】

社外取締役には当社との間で重大な利害関係がない独立性のある者を選任するものとする。「重大な利害関係がない独立性のある者」とは以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を言う。

- 1) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件に該当しない、当社及び当社子会社の内部従事者及び内部出身者
- 2) 当社及び当社連結子会社（以下、「荏原グループ」）と重要な取引関係がある企業の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員又は業務を執行する社員に5年以内になったことのある者。「荏原グループと重要な取引関係がある企業」とは以下のいずれかに該当するものを言う。
 - ① 荏原グループの過去3年間の連結売上高に対し1年度でも2%以上の売上を行った企業
 - ② 荏原グループの過去3年間の調達で1年度でも調達先企業において連結売上高の2%以上に該当した企業
 - ③ 荏原グループの過去3年間の平均年度末借入残高が多い金融機関上位三行
- 3) 当社の大株主又はその利益を代表する者
具体的には、取締役候補者選定時から過去2年以内に発行済株式総数の10%以上を保有していた株主又はその利益を代表していた企業の取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
- 4) 荏原グループに専門的サービスを提供している者
“専門的サービス”は、提供内容により以下の区分を行う。
 - ① 公認会計士
過去5年以内に荏原グループの会計監査業務に直接従事していた者
 - ② 弁護士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント
過去3年以内に荏原グループにサービス業務を提供し、年間1,000万円（税込）以上の報酬を得たことがある者
- 5) 荏原グループから寄付、融資、債務保証を受けている者又は受けている営利団体に所属している者
- 6) 第1号から第4号のいずれかに該当する親族を二親等以内に有する者又はそれ以外の親等でも該当する親族と同居している者
- 7) 荏原グループから取締役又は監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員に現在就任している者

取締役を求める役割及び資質・能力(コーポレート・ガバナンス基本方針 第6章より抜粋)

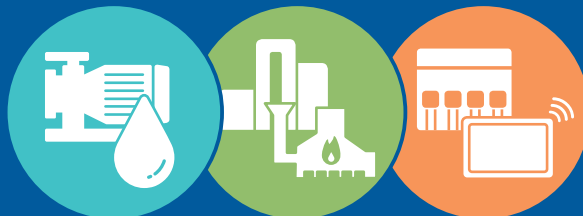
	《役割》	《資質・能力》
取締役	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会が、企業戦略等の大きな方向性を示すこと、業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと及び独立・客観的立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うことを実現するために、取締役会での議論及び業務執行のモニタリングに最善の努力を払う 特定の分野における専門的知見を基に、幅広い見識と論理的思考力をもって賢明な判断を下す 賛否の表明に留まらず、新たな論点を提示する 	<ul style="list-style-type: none"> 優れた人格・高い倫理観・探究心・独立心 企業経営に関する知見を基に、責任ある立場での意思決定又は専門能力を発揮し、優れた成果を導いた経験 当社の業界・関連領域で最新の情報を保有又は獲得する意欲 他の取締役からの意見及び社内外からの新たな情報に基づいて判断を下すことのできる見識、論理的な思考力 当社のガバナンス改革にコミット・貢献を通じた自身の成長への意欲
取締役会議長	<ol style="list-style-type: none"> 取締役会の議題設定、効果的な意思決定及び問題解決型の討論の促進 <ul style="list-style-type: none"> 取締役会議題の設定、年間議題スケジュール作成 経営会議等の重要会議に陪席する等、業務執行の課題の理解に努める 未知のリスクに対応する方針の決定、不祥事発生等が確認された際の社内の議論のリード 取締役会の運営円滑化、業務執行への具現化推進 <ul style="list-style-type: none"> 戦略的方向性策定の議論を活性化させ、事業の発展に積極的な役割を果たす 取締役会が効果的な意思決定プロセスを持ち、執行の十分な挑戦を促すよう議論をリードする 取締役会が正確でタイムリーかつ明確な情報を受け取れるようにする 取締役会決議事項の執行役による実施を監督するためのフォローを主導する 取締役会事務局と適切なコミュニケーションを行い、円滑な運営に必要な支援体制を構築する 取締役会全体、各委員会及び各取締役の実効性評価を主導するなど取締役会のPDCAにリーダーシップを発揮し、ガバナンス向上を率先垂範 取締役会の議長として株式市場への発信と情報収集にリーダーシップを発揮 	<ul style="list-style-type: none"> 常に公平性・客観性及び自制心をもって真摯な姿勢で取締役会を牽引 当社最高意思決定機関の責任者としての自覚・リーダーシップ 当社の業務執行・経営人材についての関心、執行との対話等に時間を費やし理解を深める姿勢

	《役割》	《資質・能力》
取締役 筆頭社外	<ul style="list-style-type: none"> 社外取締役会議を主宰し、会議の議題の選択や論点整理を通じて課題の理解促進、取締役会の質向上に努める 独立社外取締役のニーズを特定し、新任を含む独立社外取締役のために適切な研修プログラムの構築・監督をする 	<ul style="list-style-type: none"> 常に公平性・客観性をもって真摯な姿勢で独立社外取締役を牽引 幅広い見識を持ち、独立社外取締役が役割を果たすための適切な向上策を打ち出す
社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> 客観的立場・多様性の視点から問題解決思考の意見・提言を行い、取締役会の議論の質を高める 社外取締役会議*において積極的に当社・事業を理解し、議題の本質を見極める 指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員としての職務を担う 必要と判断したときは取締役会以外の経営に関する会議体に執行から独立した立場で参加し、監督及び助言を行う 当社のコンプライアンス等、執行役からの独立した評価・判断が求められる事象に関与する 取締役会が決定した経営戦略及び経営計画に照らして、執行役のパフォーマンスを随時監督・検証し、客観的な立場から現執行役に経営を委ねることの適否について、率直な意見・提言をする ステークホルダーの立場で適切に意見・提言をする <p>*社外取締役会議・・・独立社外取締役のみで構成される会議体。取締役会開催の数日前に開催</p>	<p>下記のような点について、いずれかあるいは複数の分野において優れた知見を有する</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業経営、変革のリーダーシップを發揮した経験 ESG経営の実施におけるリーダーシップ 人事・人材開発・企業風土改革のリーダーシップ 財務・会計・資本政策に精通 監査の知見 法務・内部統制・ガバナンス改革の知見 技術開発、研究開発に精通 地球環境における課題に関する知見 人権・多様性、健康・労働環境、SCMなど企業の社会性における課題に関する知見 デジタル化、AI技術など進化が想定される分野の知見
執行取締役 社内非業務	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行の経験を基に、非業務執行としての客観的な観点からの意見を表明する 適宜執行状況のモニタリングを行い、重要事項の執行について適切な監督を行う 独立社外取締役の執行上・組織上の課題理解を支援し、必要に応じて、執行役との連絡役を務める 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の独立社外取締役の資質・能力と同様の資質・能力 当社業務執行に関する幅広い知見を有し、適切に執行を監督・支援
うち、会長	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会議長と協調し、コーポレート・ガバナンスの視点で取締役会の改革にリーダーシップを發揮する 独立社外取締役が議長を務める場合は議長を補佐し、良き相談相手としての立場を担う 当社グループの対外的活動において適宜必要な役割を担う 	

以上

第157期 事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

1 業績の全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化による不透明感が残るものの、ワクチン接種の普及等により持ち直しの動きが続きました。日本経済においては、大都市圏を中心に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施されるなど一部で経済活動が抑制されましたが、需要は緩やかに増加し、設備投資は持ち直しの動きがみられました。

当社グループの主要市場である石油・ガス市場においては、原油価格が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで回復し、一部で案件に動きがみられました。半導体市場においては需要が高い水準で推移し、顧客の設備投資は拡大基調が続きました。建築設備市場は、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復がみられました。また、日本の国土強靱化関連の公共投資については引き続き堅調に推移しました。

このような環境下、当連結会計年度における受注高は、風水力事業では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により世界経済が停滞した昨年と比較して中国を中心に需要回復が進み、前年度を上回りました。環境プラント事業では廃棄物処理施設の大型案件を複数受注したことで受注高は前

年度に比べ109%増と大きく上回りました。精密・電子事業では5GやAI、データセンターなど旺盛な半導体需要により半導体メーカーの設備投資が拡大したことに加え、世界的な部品の供給不足を背景に顧客の前倒し発注の動きが継続したことなどによって受注高は好調に推移しました。売上収益は、高い受注水準により全ての事業において前年度を上回りました。

利益面では、営業利益は風水力事業の継続的な収益性改善や精密・電子事業の増収、円安の影響等により大幅な改善となりました。原材料価格や物流費の上昇、部品不足の長期化が広範囲でサプライチェーンへの影響を及ぼしているものの、販売価格への転嫁や原価低減施策の実施、サプライチェーンマネジメントの強化等により業績影響の最小化に努めました。

これらの結果、当連結会計年度における受注高は7,714億83百万円(前年度比50.9%増)、売上収益は6,032億13百万円(前年度比15.5%増)、営業利益は613億72百万円(前年度比63.4%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は436億16百万円(前年度比80.0%増)となり、いずれの項目においても過去最高額を更新しました。

業績ハイライト

① 受注高

7,714億83百万円

前年度比

50.9%増 ↗

② 売上収益

6,032億13百万円

前年度比

15.5%増 ↗

③ 営業利益

613億72百万円

前年度比

63.4%増 ↗

④ 親会社の所有者に 帰属する当期利益

436億16百万円

前年度比

80.0%増 ↗

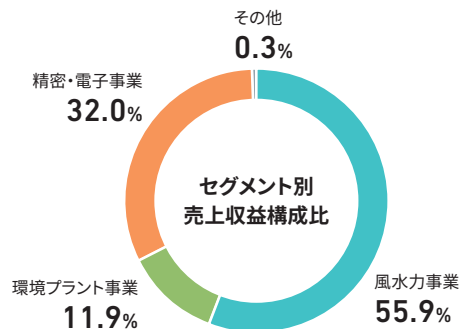
2 財産及び損益の状況の推移

区分	年度	日本基準			国際財務報告基準 (IFRS)	
		第154期 (2018年度)	第155期 (2019年度)	第156期 (2020年度)	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度) (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	575,576	552,225	511,921	511,221	771,483
売上高/売上収益	(百万円)	509,175	522,424	523,727	522,478	603,213
営業利益	(百万円)	32,482	35,298	37,879	37,566	61,372
親会社株主に帰属する当期純利益/ 親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	18,262	23,349	24,473	24,236	43,616
1株当たり当期純利益/ 基本的1株当たり当期利益	(円)	179.94	241.79	256.85	254.36	463.44
総資産/資産合計	(百万円)	591,582	595,239	621,578	644,771	719,736
純資産/資本合計	(百万円)	286,778	291,827	304,470	296,877	321,655
投下資本利益率 (ROIC)	(%)	4.9	6.5	6.6	6.4	10.7
自己資本利益率 (ROE)/ 親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)	(%)	6.6	8.3	8.4	8.6	14.5

(注) 1. 当社グループは、第157期より、国際財務報告基準 (IFRS) を適用しています。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第155期の期首から適用しており、第154期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

3 事業の種類別セグメントの概況

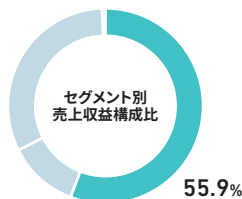


セグメント別売上収益

	第156期	第157期 (当連結会計年度)	前年度比
風水力事業	3,132億18百万円	3,369億80百万円	7.6%増 ↗
環境プラント事業	674億18百万円	718億24百万円	6.5%増 ↗
精密・電子事業	1,403億52百万円	1,927億91百万円	37.4%増 ↗

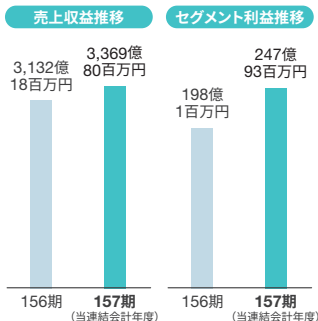


風水力事業



主要製品

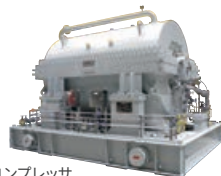
ポンプ、コンプレッサ、タービン、
冷凍機、冷却塔、送風機



当連結会計年度における風水力事業の売上収益は3,369億80百万円(前年度比7.6%増)、セグメント利益は247億93百万円(前年度比25.2%増)となりました。



ポンプ



コンプレッサ



冷凍機

ポンプ事業

石油・ガス市場は、中国では計画されている超大型石油化学コンプレックスや旧式小型製油所の統合・効率化案件がCO₂排出量調整のために遅延しているものの、サウジアラビア、カタール等では大型案件が始動しています。石油・ガス市場全体では前年度と比較すると回復基調にあり、石油・ガス関連の受注高は前年度を上回りました。水インフラ市場は、中国、東南アジアの案件に動きがあり、回復傾向にあります。北米でも老朽化設備更新案件が再開しており、水インフラの受注高は前年度を上回りました。建築設備市場は、中国の成長は鈍化しつつありますが、建設投資が欧米で堅調に推移しています。国内でも建築着工棟数は回復傾向にあり、建築設備向けの受注高は、国内・海外いずれも前年度を上回りました。国内の社会インフラの更新・補修に対する投資は前年度を上回り、受注高も前年度を上回りました。

コンプレッサ・タービン事業

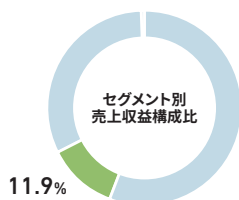
新規製品市場は、中国での石油化学案件に一部遅れが出てきており、北米のシェールガス関連は、全体として遅延、停滞しています。一方、インド・中東では、石油精製、石油化学市場に動きが出てきており、製品の受注高は前年度を上回りました。サービス市場は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための移動制限が一部緩和されつつあり、指導員派遣を含めサービス全体に動きが出てきており、回復基調にあります。サービス分野の受注高は前年度を上回りました。LNG市場(クライオポンプ)は、一部案件に動きはあるものの、投資判断が遅延傾向にあります。

冷熱事業

国内では、度重なる新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、宿泊施設など一部の建築設備市場は依然として低調に推移していますが、産業系市場を中心に投資が回復しており、受注高は前年度を上回りました。中国は、電力供給制限や原材料費高騰などの影響により成長は鈍化しつつあるものの、受注高は前年度を上回りました。

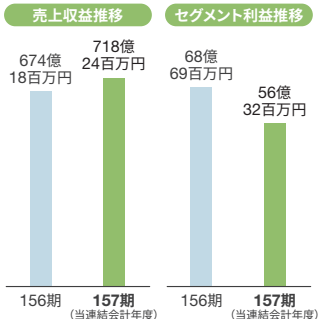


環境プラント 事業



主要製品

都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物
焼却プラント、水処理プラント



環境プラント事業

公共向け廃棄物処理施設の新規建設需要、既存施設の運転及び維持管理（O&M）の発注量は例年どおり推移しました。また、民間企業向けの木質バイオマス発電施設や廃プラスチック等を処理する産業廃棄物処理施設の建設需要は継続しています。このような市況において、公共向け廃棄物処理施設の大型案件を5件受注したことにより、受注高は前年度を大幅に上回りました。

当連結会計年度における環境プラント事業の売上収益は718億24百万円（前年度比6.5%増）、セグメント利益は56億32百万円（前年度比18%減）となりました。



廃棄物焼却プラント



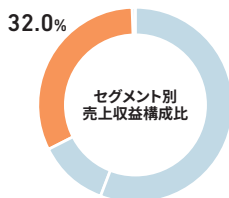
バイオマス発電プラント



テクニカルサポートセンター

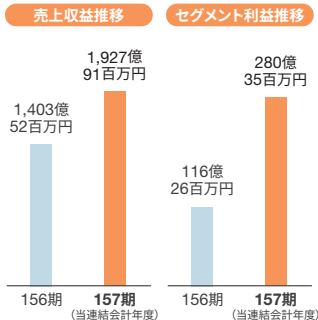


精密・電子事業



主要製品

真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、
排ガス処理装置



精密・電子事業

半導体製造装置市場は、5Gやテレワーク及びIoTの普及拡大により生じた半導体不足を背景に、拡大基調にあります。ロジック・ファウンドリ、メモリーメーカーともに設備投資は拡大基調を継続していることに加え、昨今の部材不足を一因として、顧客側で発注時期を前倒しする動きが生じたことが重なり、受注高は前年度を大きく上回りました。顧客工場は高水準の稼働を継続しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を一部で受けつつも、サービス&サポートは引き続き堅調に推移しました。

当連結会計年度における精密・電子事業の売上収益は1,927億91百万円(前年度比37.4%増)、セグメント利益は280億35百万円(前年度比141.1%増)となりました。



ドライ真空ポンプ



CMP装置



排ガス処理装置

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に227億58百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めています。

事業の種類別セグメントの設備投資は以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

セグメントの名称	設備投資額(百万円)	減価償却費(百万円)	設備投資の内訳
■ 風水力事業	9,949	10,930	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ 環境プラント事業	762	806	情報設備や機能向上を目指した技術開発を中心に投資を行いました。
■ 精密・電子事業	5,608	6,981	生産能力増強を中心に投資を行いました。



藤沢事業所 (V7棟)

(3) 資金調達状況

当連結会計年度におきましては、長期借入金51億91百万円及び短期借入金136億60百万円の資金調達を行いました。一方、長期借入金63億62百万円及び短期借入金49億7百万円を返済しました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2020年12月21日に締結した株式譲渡契約に基づき、トルコポンプメーカーVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.とVansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.を傘下に持つ Çiğli Su Teknolojileri A.Ş.の全発行済株式を取得し、2021年4月12日付で連結子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度に、10年後の2030年に向けて目指すべき方向性を示した長期ビジョン「E-Vision2030」及び10年計画の最初の3年間で取り組むべき経営の方針や戦略を示した中期経営計画「E-Plan2022」を定めました。

中期経営計画「E-Plan2022」を「更なる成長に向けた筋肉質化」のステージと位置付け、以下の経営戦略を設定し、事業ごとの計画を策定・実行していきます。

① 新規事業

マーケットインの視点でグローバルに社会のニーズを新たにとらえ、当社の技術力に加え、外部リソースも活かした顧客へのソリューション提供を目指す。

② 既存事業

全社的には各事業間の連携を通じたシナジー最大化等によるサービス&サポート事業の強化を図るとともに、事業ポートフォリオに基づくメリハリのある事業別戦略を実施する。

ア. サービス&サポート事業の全社的な強化

事業部間連携によるシナジーの創出等により、各市場・顧客、各国・地域で最適なサービスを提供できる体制を構築

イ. メリハリある事業別戦略の実施

事業ポートフォリオにより成長事業と収益改善事業に区分し、それぞれの戦略を設定

ウ. 競争優位性を生み出す開発力の強化

圧倒的競争優位性を持つ製品・サービスを開発し続け、最大の収益を得る価格で販売

エ. グローバル調達体制の拡大

(a) 原価低減と固定費削減のための調達コスト削減

(b) 最適地調達

③ 市場戦略

中国・インド及びアフリカを中心としたグローバル、国内の各市場別施策を実行し、収益を最大化する。

ア. グローバル市場

成長が期待できる地域に投資やリソースを配分

イ. 国内市場

(a) 全事業における業務効率化

(b) 社会インフラの強靱化への貢献

④ 経営資本の強化

事業成長に必要な6つの資本（人・製造・財務・知財・社会関係・自然／環境）を事業環境の変化やグローバ

ルでの事業拡大に資するものに進化・強化する。

ア. ROIC経営・ポートフォリオ経営の強化

(a) 事業ポートフォリオ評価によるリソース配分

(b) 事業ごとの資本効率向上

イ. 製造・技術・情報に係る戦略

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による、製品やサービス、ビジネスモデルの変革

ウ. 人的資源に係る戦略

(a) グローバルでの人材の見える化やモビリティ向上により、世界中の「競争し、挑戦する」人材を最適配置・育成

(b) キャリア採用等によるダイバーシティの推進

⑤ 高度なESG経営の実践

事業の継続的な成長のため、変化する環境問題への取り組み、社会とのつながり及びガバナンスを強化する。

ア. 環境問題への取り組み（E）

(a) 高効率製品の投入による温室効果ガス排出量の削減

(b) 事業活動により生じる環境負荷の最小化

イ. 社会とのつながり（S）

(a) 安全・安心・便利な製品・サービスの提供による社会価値創造・提供

(b) 地域社会発展への寄与や人権の尊重

(c) 非営利の社会貢献は事業活動による社会価値提供とは位置付けを明確に分けた上で、文化施設への支援などを推進

ウ. ガバナンス（G）

(a) 取締役会主導による中長期の経営方針と執行部門による実行のサイクルをさらに進化させ、より実効性の高い体制を整備

(b) グローバル経営の進展等に合わせた、グループガバナンスやリスクマネジメントの進化

(ご参考)

1. 長期ビジョン「E-Vision2030」(10年後のありたい姿)

当社グループは、今後10年間、SDGsをはじめとする社会課題の解決に資する5つのマテリアリティ(重要課題)の実現を通じて持続的に貢献し、①社会・環境価値と②経済価値を同時に向上させていくことで企業価値を向上させることにより、グローバルエクセレントカンパニーを目指します。2030年における企業価値向上の目安として、時価総額1兆円規模を設定します。

〈成果目標の代表例〉

① 社会・環境価値

- ・CO₂約1億トン相当の温室効果ガスを削減する。
- ・世界で6億人に水を届ける。
- ・最先端の半導体デバイスである14オンGSTローム(100億分の1m)世代への挑戦により、くらしの進化に寄与する。

② 経済価値

- ・投下資本利益率(ROIC)10.0%以上
- ・売上収益1兆円規模

2. 中期経営計画「E-Plan2022」

(1) 基本方針

① 事業成長への挑戦

新事業の開拓・創出や既存事業におけるグローバル市場への更なる展開

② 既存事業の収益性改善

収益基盤強化のための事業構造の変革と全事業でのサービス&サポート売上高の伸長

③ 経営・事業インフラの高度化

デジタルトランスフォーメーション(DX)への積極的な取り組み等による経営のスピードアップ、ROIC経営の深化

④ ESG経営の進化

変化する環境問題への取り組み、社会とのつながりやガバナンスの強化

(2) 経営戦略

前記の「(5) 対処すべき課題」を参照ください。

(3) 達成すべき目標

① 最重要経営指標 (KPI)

項目	年度	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度)	E-Plan2022 目標
投下資本利益率 (ROIC)		6.4%	10.7%	7.6%以上
売上収益営業利益率		7.2%	10.2%	8.5%以上

② 目標を達成するためのモニタリング指標

項目	年度	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度)	E-Plan2022 目標
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)		8.6%	14.5%	11.2%以上
D/Eレシオ		0.34倍	0.36倍	0.4~0.6倍
(事業別営業利益率)				
風水力事業		6.3%	7.4%	7.0%以上
ポンプ事業		5.5%	7.4%	6.5%以上
コンプレッサ・タービン事業		8.0%	9.7%	8.0%以上
冷熱事業		5.4%	4.1%	5.0%以上
環境プラント事業		10.2%	7.8%	9.5%以上
精密・電子事業		8.3%	14.5%	13.0%以上

③ 成長投資

項目	年度	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度)	E-Plan2022 目標 (3年累計)
設備投資		350億円	227億円	1,000億円程度
研究開発費		125億円	135億円	400億円程度

④ 株主還元方針

項目	年度	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度)	E-Plan2022 目標
連結配当性向		35.4%	35.2%	35.0%以上

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社荏原エリオット	千葉県 袖ヶ浦市	百万円 450	※ 100.0 %	コンプレッサ、タービン、ブロワの製造・販売、アフターサービス
荏原冷熱システム株式会社	東京都 大田区	百万円 450	100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売、アフターサービス
株式会社荏原電産	東京都 大田区	百万円 450	100.0	電気機械器具の製造・販売、電気設備及び計装工事の施工
株式会社荏原風力機械	三重県 鈴鹿市	百万円 445	100.0	送風機の製造・販売、アフターサービス
荏原環境プラント株式会社	東京都 大田区	百万円 5,812	100.0	廃棄物処理施設的设计・施工及び運転・維持管理
株式会社荏原フィールドテック	神奈川県 藤沢市	百万円 475	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、試運転、アフターサービス
株式会社荏原エージェンシー	東京都 大田区	百万円 80	100.0	ビジネスサポートサービス、保険・旅行代理業
EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.	ブラジル	千ブラジルレアル 99,106	※ 100.0	深井戸用水中モータ・ポンプ及び陸上ポンプ製品の製造・販売
荏原機械（中国）有限公司	中国	千米ドル 61,938	100.0	標準ポンプの製造・販売、アフターサービス
荏原機械淄博有限公司	中国	千米ドル 41,000	※ 100.0	大型ポンプ、高圧ポンプの製造・販売
嘉利特荏原泵業有限公司	中国	千米ドル 11,000	51.0	プロセスポンプ、高圧ポンプの製造・販売
Ebara Engineering Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 6,625	100.0	カスタムポンプ、標準ポンプ等の販売、アフターサービス、真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.	トルコ	千米ドル 1,500	※ 100.0	深井戸モータポンプ及び縦型ポンプの製造・販売
Ebara Pumps Europe S.p.A.	イタリア	千ユーロ 22,400	100.0	ステンレスプレスポンプ、鋳物ポンプの製造・販売
Elliott Company	米国	千米ドル 1	※ 100.0	コンプレッサ、タービンの製造・販売、アフターサービス、極低温ポンプの製造・販売
Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 340	※ 100.0	コンプレッサ、タービンのアフターサービス
荏原冷熱システム（中国）有限公司	中国	百万円 1,888	※ 100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売
青島荏原環境設備有限公司	中国	百万円 3,150	※ 100.0	ボイラ・熱交換器等の製缶品の製造・販売
Ebara Technologies Incorporated	米国	千米ドル 44,560	※ 100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
上海荏原精密機械有限公司	中国	百万円 495	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Incorporated	韓国	百万ウォン 5,410	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
台湾荏原精密股份有限公司	台湾	千台湾ドル 330,000	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ	千ユーロ 11,145	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス

(注) 1. ※印は、間接保有を含む比率です。

2. Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.を2021年4月12日付で連結子会社としており、当期より重要な子会社に追加しました。

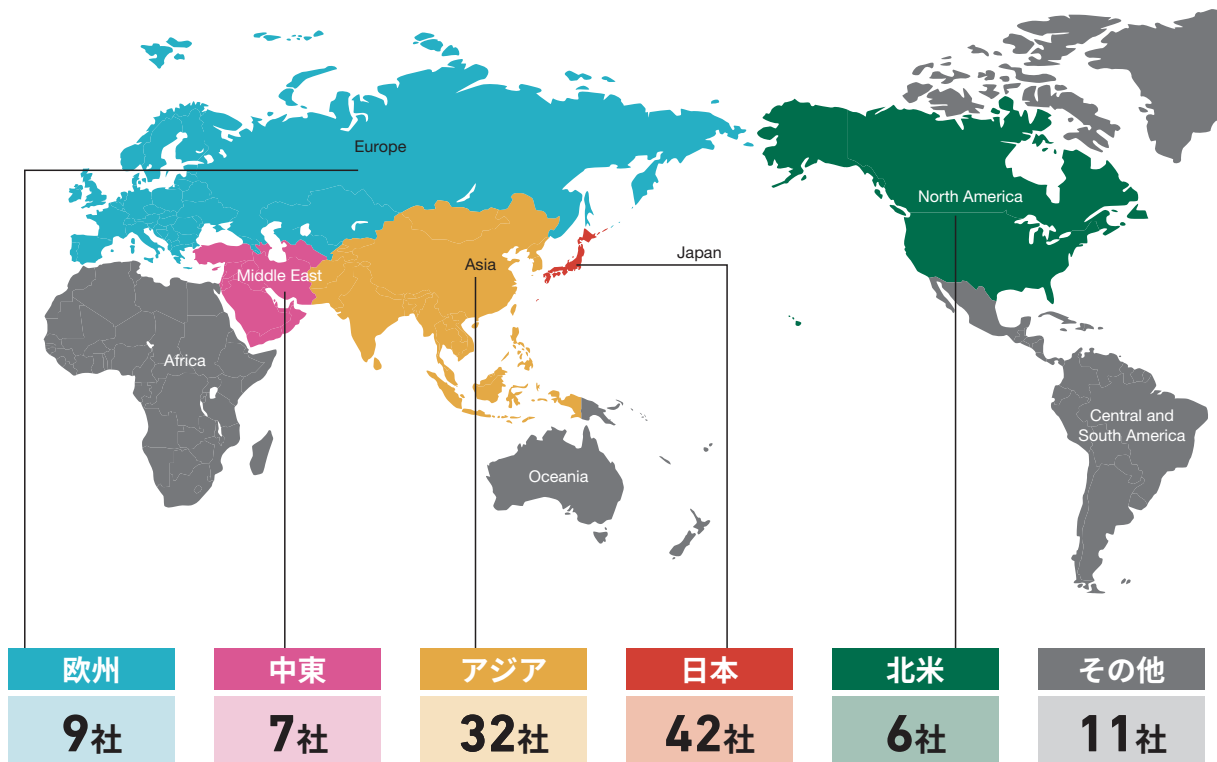
③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な関連会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
水 ing 株式会社	東京都 港区	百万円 5,500	% 33.3	水処理、環境衛生施設の設計・施工及び運転・維持管理

(ご参考) 関係会社数 (2021年12月31日現在)



(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業	主要製品
■ 風水力事業	ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷凍機、冷却塔、送風機
■ 環境プラント事業	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント
■ 精密・電子事業	真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)**① 当社**

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	富津事業所	千葉県富津市
北海道支社	札幌市白石区	藤沢事業所	神奈川県藤沢市
室蘭事務所	北海道室蘭市	中部支社	名古屋市西区
東北支社	仙台市宮城野区	鈴鹿事業所	三重県鈴鹿市
北陸支社	新潟市中央区	大阪支社	大阪市北区
羽田事務所	東京都大田区	中国支社	広島市西区
東京支社	東京都大田区	九州支社	福岡市博多区
北関東支社	さいたま市北区	熊本事業所	熊本県玉名郡
袖ヶ浦事業所	千葉県袖ヶ浦市		

② 重要な子会社

前記の「(6) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」をご参照ください。

③ 重要な関連会社

前記の「(6) 重要な親会社及び子会社の状況④重要な関連会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減数
■ 風水力事業	11,870名	554名増
■ 環境プラント事業	2,714名	41名増
■ 精密・電子事業	2,789名	242名増
■ その他・共通部門	999名	55名増
合計	18,372名	892名増

(注) 従業員数は就業人員数を記載しています。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	25,823
株式会社三菱UFJ銀行	15,212
株式会社日本政策投資銀行	5,000
株式会社商工組合中央金庫	3,499
Türkiye İhracat Kredi Bankası A.Ş.	2,639
株式会社三井住友銀行	2,321

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額10,000百万円）があります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、EEP）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市からEEPに対し、43億62百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に2019年1月31日付で提起されました。その後、岐阜市が2019年7月22日付で損害賠償請求金額を44億74百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2019年7月25日に受領）、2020年7月17日付で損害賠償請求金額を45億82百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2020年7月20日に受領）、2021年8月10日付で損害賠償請求金額を46億92百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2021年8月25日に受領）を行いました。

2 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

(1) 当社が発行する株式に関する事項

① 発行可能株式総数

200,000,000株

② 発行済株式の総数

95,513,633株 (前年度末比122,180株増加)
(うち、自己株式の数 3,536,073株)

③ 資本金の額

79,643,429,323円 (前年度末比191,955,800円増加)

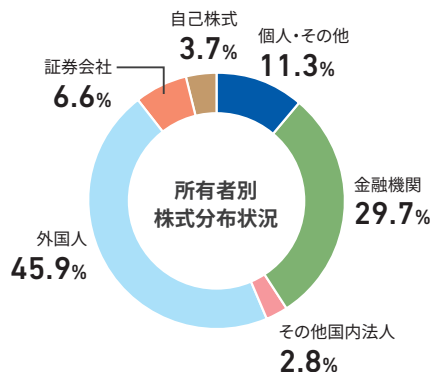
④ 株主数

24,867名 (前年度末比3,735名増加)

⑤ 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,402	17.8
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	9,552	10.4
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	4,419	4.8
SMBC日興証券株式会社	2,317	2.5
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS – SUSTAINABLE WATER AND WASTE POOL	2,020	2.2
日本証券金融株式会社	1,656	1.8
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	1,643	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	1,439	1.6
JPモルガン証券株式会社	1,364	1.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,281	1.4

(注) 1. 当社は、自己株式を3,536千株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。



⑥ 当事業年度中に会社役員に対し報酬等として交付した株式

譲渡制限付株式の発行

当社は、2018年3月8日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び一部従業員並びに当社子会社の一部取締役及び一部従業員に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度並びに業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しました。これを受け、2021年4月13日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として、新株式の発行を行うことを決議し、同年5月12日に普通株式40,680株を発行しています。これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ101,700,000円増加しています。なお、当社の取締役及び執行役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

役員区分	割当て対象人数	割り当てた株式の数
取締役(社外取締役を除く)	2名	6,048株
社外取締役	7名	5,040株
執行役	13名	16,164株

(注) 取締役と執行役の兼務者(1名)の割当て数は、執行役に対する割当て数の欄に記載しています。

⑦ その他株式に関する重要な事項

ア. 新株予約権の行使による新株式の発行

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が81,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ90,255,800円増加しています。

イ. 自己株式の取得

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得しました。

- ・取得した株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の総数 3,513,400株
- ・株式の取得価額の総額 19,999,129,457円
- ・取得期間 2021年5月17日～2021年12月23日
- ・取得理由 資本効率の向上を図るため

なお、同取締役会において決議しました、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却につきましては、取得した自己株式の全株式数を2022年1月31日に消却しました。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 株式の政策保有に関する方針

当社は、原則として政策保有株式を保有しません。ただし、株式の保有を通じた保有先との提携が当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合に限り保有することがあります。また、これらの政策保有株式については、その保有の合理性につき以下の事項を取締役会において定期的に精査し、合理性の薄れた株式について、売却等の手段により保有を随時解消する方針とします。

《保有合理性の確認》

- ア. 保有先との提携に重要性があり、その関係継続が必要であること。
- イ. 保有に伴うリターンやリスクが資本コストに見合っていること。

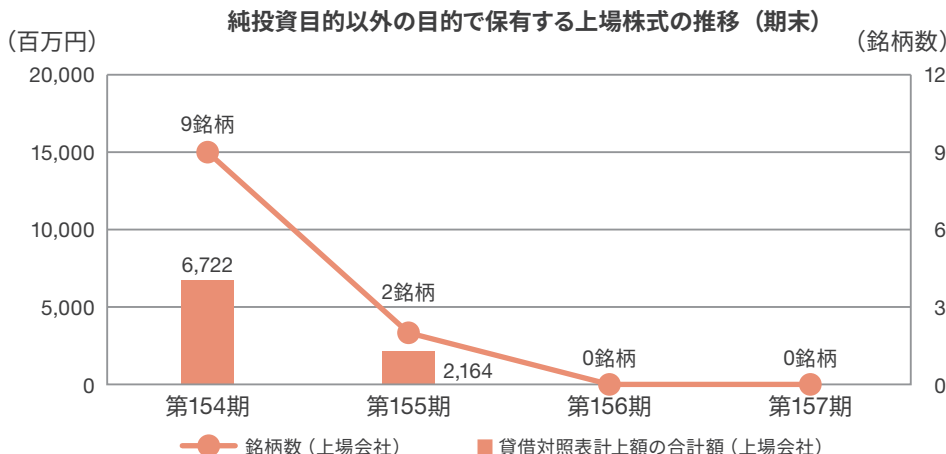
② 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを勘案の上、個別の議案ごとに賛否を判断します。その場合において、当社は、以下の事項を重視し、必要に応じて議案の内容等について保有先と対話します。

- ア. 定款変更
- イ. 取締役の選任
- ウ. 買収防衛策
- エ. 剰余金処分 等

③ 当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

区分	年度	第154期 (2018年度)	第155期 (2019年度)	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度) (当連結会計年度)
銘柄数		46銘柄	41銘柄	39銘柄	32銘柄
うち上場会社の銘柄数		9銘柄	2銘柄	0銘柄	0銘柄
貸借対照表計上額の合計額	(百万円)	10,551	7,082	4,918	1,845
うち上場会社の合計額	(百万円)	6,722	2,164	—	—



3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2021年12月31日現在)

名称 (発行日)	業績 達成 条件	役員の保有状況			目的となる 株式の種類 及び数	行使時の 払込金額	行使期間
		取締役 (社外取締役 を除く)	社外 取締役	執行役			
第1回新株予約権 (2009年11月5日)	有り	0個 (0名)	/	51個 (3名)	当社普通株式 10,200株	1株当たり 1円	2011年7月1日～ 2024年11月5日
第2回新株予約権 (2010年9月28日)	有り	0個 (0名)	/	3個 (1名)	当社普通株式 600株	1株当たり 1円	2011年7月1日～ 2024年11月5日
第3回新株予約権 (2011年9月27日)	有り	60個 (1名)	/	171個 (5名)	当社普通株式 46,200株	1株当たり 1円	2014年7月1日～ 2026年6月30日
第4回新株予約権 (2012年10月1日)	有り	0個 (0名)	/	18個 (1名)	当社普通株式 3,600株	1株当たり 1円	2014年7月1日～ 2026年6月30日
第5回新株予約権 (2013年10月1日)	有り	25個 (1名)	/	13個 (2名)	当社普通株式 7,600株	1株当たり 1円	2014年7月1日～ 2026年6月30日
第6回新株予約権 (2014年10月1日)	有り	96個 (1名)	/	180個 (6名)	当社普通株式 55,200株	1株当たり 1円	2017年7月1日～ 2029年6月30日
第7回新株予約権 (2015年10月1日)	有り	6個 (1名)	/	28個 (3名)	当社普通株式 7,600株	1株当たり 1円	2017年7月1日～ 2029年6月30日
	無し	0個 (0名)	4個 (2名)	/			2018年10月1日～ 2029年6月30日
第8回新株予約権 (2016年10月1日)	有り	0個 (0名)	/	8個 (2名)	当社普通株式 2,400株	1株当たり 1円	2017年7月1日～ 2029年6月30日
	無し	0個 (0名)	4個 (2名)	/			2019年10月1日～ 2029年6月30日
第9回新株予約権 (2017年10月1日)	有り	48個 (1名)	/	98個 (7名)	当社普通株式 15,000株	1株当たり 1円	2020年4月1日～ 2032年3月31日
	無し	0個 (0名)	4個 (2名)	/			2020年10月1日～ 2032年3月31日

(注) 1. 取締役及び執行役保有分には、新株予約権発行時に当該取締役及び執行役が執行役員の地位にあったときに付与されたものが含まれています。また、取締役を兼務する執行役保有分については、執行役の欄に記載しています。

2. 2016年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。これに伴い、第1回から第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び数を1個につき200株とし、第9回新株予約権の目的となる株式の種類及び数は1個につき100株とします。

3. 割当てを受けた新株予約権者が新株予約権を行使できる期間は、行使期間のうち当社の取締役又は執行役に在任中又は行使期間に関わらず退任後5年以内です。

(2) 当事業年度中に当社従業員並びに子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 当社のコーポレート・ガバナンス

① コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じて企業価値を向上させ、その成果を株主をはじめとする様々なステークホルダーと分かち合うことを経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

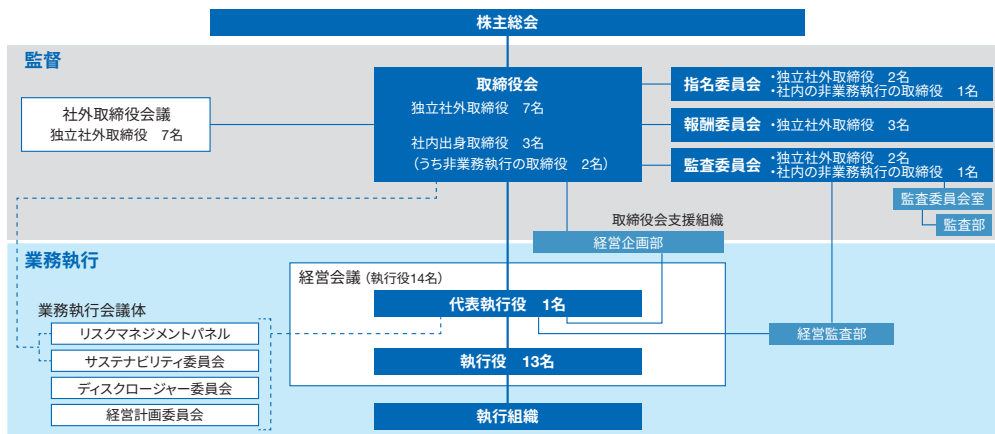
当社は、「荏原製作所 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- ア. 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組みます。また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、「IR基本方針」を定め、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。
- イ. 当社は、株主、顧客、取引先、債権者、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な価値協創に努めます。
- ウ. 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。
- エ. 当社は、独立社外取締役*が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。
- オ. 当社は、個々の取締役に期待する役割と求められる資質・能力を明確化し、候補者の選定、取締役のトレーニング等に活用することで、取締役会等の実効性の向上に努めます。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。当社の社外取締役は全員独立社外取締役です。

② 各機関の役割と構成

2021年12月31日現在におけるコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。



ア. 監督

(a) 取締役会

取締役会は、全てのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値の持続的な向上」という命題を実現するために最善の努力を払わなければなりません。当社グループが高度なESG経営を実践し、SDGsをはじめとする社会課題の解決に事業を通じて持続的に貢献することで社会・環境価値を向上させ、併せてROIC経営・ポートフォリオ経営の実践等により経済価値を向上させていくことで企業価値を向上させていくことができるよう、長期の事業環境を見据えた経営の基本方針を策定します。また、取締役会は、不祥事等を未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮します。取締役会は、監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、執行役を兼務する取締役は最小限としたうえで、非業務執行取締役（独立社外取締役と執行役を兼務しない社内出身取締役）を有効に活用します。取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役を全取締役の過半数とし、取締役会議長を独立社外取締役が務める体制となっています。

2021年12月31日現在の取締役会は、取締役10名で構成され、そのうち非業務執行の取締役が9名（うち女性3名を含む7名が独立社外取締役）、取締役会の議長は独立社外取締役である宇田左近氏が務めています。当事業年度は15回開催しました。

(b) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定、並びに代表執行役社長の選任及び解任、執行役の選任及び解任、役付取締役の選定及び解職、取締役会議長及び議長を補佐する非業務執行取締役の選定及び解職、指名・報酬・監査の各委員会の委員と委員長の選定及び解職に関する取締役会への提言に加えて、代表執行役社長の選解任の方針及び後継者計画の策定を主な役割としています。指名委員会は、非業務執行の取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役とします。委員長は取締役会において決定することとしています。

2021年12月31日現在の指名委員会は、独立社外取締役2名（宇田左近氏、大枝宏之氏）と社内出身の非業務執行の取締役1名（前田東一氏）で構成されています。委員長は独立社外取締役の大枝宏之氏が務めています。当事業年度は14回開催しました。

(c) 報酬委員会

報酬委員会は、役員報酬を通じ、執行役に対しては経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、リスクが適切にコントロールされた挑戦的な経営目標の達成を強く動機付けることで人材育成や文化の醸成を行い、取締役に対しては当該業務執行の監督を含め、本方針に定める取締役の役割を反映した報酬体系・水準を構築することで会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。報酬委員会は、非業務執行の取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役とします。委員長は取締役会において決定することとしています。

2021年12月31日現在の報酬委員会は、非業務執行の取締役3名（澤部肇氏、西山潤子氏、藤本美枝氏）で構成され、その全員が独立社外取締役です。委員長は独立社外取締役の澤部肇氏が務めています。当事業年度は9回開催しました。

(d) 監査委員会

監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担い、かつ、執行役及び取締役の職務の執行を監査する機関として、その職務を適正に執行することにより企業及び企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮し、こ

れらステークホルダーとの協業に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めます。また、リスク管理を含む、内部統制システム整備状況等を踏まえた監査の基本方針・基本計画を定め、内部監査部門との緊密な連携を通じた、効率的かつ実効性のある監査に努めます。この役割・機能を適切に果たすことができるよう、監査委員会を補助する仕組みを構築します。監査委員会は、非業務執行の取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役とします。委員長は取締役会において決定することとしています。

2021年12月31日現在の監査委員会は、独立社外取締役2名（橋本正博氏、北山久恵氏）と社内出身の取締役1名（長峰明彦氏）で構成されています。独立社外取締役が過半数を占め、かつ非業務執行の監査委員長を務めることにより、監査の独立性を確保しています。また、会社法上、常勤監査委員の設置は義務付けられていないものの、当社においては社内出身の非業務執行の取締役が常勤監査委員を務めています。常勤監査委員は、その高度な情報収集力によりグループ内の質の高い情報を収集し、これを社外監査委員と共有するとともに、内部統制システムの活用や会計監査人、内部統制所管部門等との連携においても重要な役割を果たし、監査の実効性を確保しています。委員長は独立社外取締役の橋本正博氏が務めています。なお、社外監査委員の橋本正博氏は他社の財務部門の責任者を務めた経験があり、北山久恵氏は公認会計士の資格を有しており、常勤監査委員の長峰明彦氏は当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。当事業年度は20回開催しました。

(e) 社外取締役会議

独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場として、独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。

2021年12月31日現在の筆頭社外取締役は大枝宏之氏が務めています。当事業年度は13回開催しました。

イ. 業務執行

(a) 経営会議

経営の業務執行に関する重要事項について、代表執行役社長が意思決定を行うために必要な審議を行う業務執行会議体として、全執行役で構成する「経営会議」を設置しています。執行役は、取締役会から委任された職責範囲のみならず、経営会議の全審議事項に対して、自らの経験及び知見に基づき、当社グループ全体最適の観点から積極的に意見を表明し、議論を尽くしています。経営会議は毎月開催しています。当事業年度は12回開催しました。

(b) 経営計画委員会

中期経営計画を年度別に具体化するために、各組織の年度ごとの予算及び経営課題行動計画の審議・決定とそのフォローアップを行う業務執行会議体として、代表執行役社長が委員長を務め、全執行役で構成する「経営計画委員会」を設置しています。各事業単位での段階的審議を経て、経営計画委員会において予算及び経営課題行動計画を決定し、部門責任の明確化と経営効率の増進を図っています。経営計画委員会は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに審議しています。当事業年度は4回開催しました。

(c) リスクマネジメントパネル

当社グループのリスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。また、リスク管理における監督機能を発揮するために非業務執行の取締役が陪席し、必要に応じて助言等を行っています。RMPの審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。RMPは四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は12回開催しました。

(d) サステナビリティ委員会

当社グループが事業活動を通じてサステナブルな社会・環境の構築に寄与し、企業価値を継続的に向上させるため、事業とそれを支える活動の対応方針の審議、KPI及び目標の決定、並びに成果の確認等を行うことを目的としてサステナビリティ委員会を設置しています。サステナビリティ委員会は代表執行役社長を委員長とし、執行役が委員を務め、サステナビリティ経営に関する社外有識者がアドバイザーとして参加しています。また、サステナビリティ委員会の目的に資する監督機能を発揮するため、本委員会への非業務執行の取締役の陪席を推奨し、非業務執行の取締役が必要に応じて提言等を行っています。サステナビリティ委員会の審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。サステナビリティ委員会は四半期ごとに定期開催され、当事業年度は4回開催しました。

(e) ディスクロージャー委員会

当社グループ全体に係る発生事実、決定事実及び決算情報等の会社情報について、公正かつ適時、適正な開示に対応するため、社内横断組織であるディスクロージャー委員会を設置しています。ディスクロージャー委員会は、開示是非判断の対象となる会社情報を漏れなく収集し、その情報開示の是非、開示内容及び開示時期を審議し、代表執行役社長の承認を得た上で開示します。当事業年度は11回開催しました。

③ 代表執行役社長の選任・解任プロセス及び後継者計画

当社は、経営陣において特に中心的な役割を担う代表執行役社長の選任・解任の基準・方針及び後継者計画の策定・実施を、当社における最も重要な戦略的意思決定であると位置付けています。

《代表執行役社長の選任・解任プロセス》

代表執行役社長の選解任については、指名委員会で策定した代表執行役社長の選任基準及び方針に基づき、指名委員会が最終候補者を取締役に提言し、取締役会で決定します。指名委員会は、定期的又は随時に、現任の代表執行役社長について、後継者計画において定めた代表執行役社長の資質に関する要件への適性を確認するものとし、代表執行役社長が退任するときには、当該後継者計画に基づき、代表執行役社長の後継者に関し、取締役会へ提言を行います。また、取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、代表執行役社長がその機能を十分に発揮していないと認められる場合に、代表執行役社長の解任の是非を議論するための独立性・客観性のあるプロセスを確立しています。具体的には、指名委員会が、現任の代表執行役社長の適性について定期的な確認を行う際に、単年度連結業績が3決算期連続して指名委員会の定める基準に未達の場合、特段の事由が無い限り、指名委員会は現任の代表執行役社長の再任について推奨しないことを取締役会へ提案し、取締役会で解任の是非に関する議論を行うこととしています。

《代表執行役社長の後継者計画》

当社の経営戦略の実現に取り組み、成長ビジョンの軌道に乗せる次期代表執行役社長を選出するため指名委員会が中心となり、代表執行役社長の後継者計画を策定するとともに、経営者としての適性を備えた候補者群を継続的かつ計画的に育成するためのプログラムを策定し、適任者を推薦できる体制の確保に取り組んでいます。指名委員会は、後継者計画に基づき、現在及び将来の事業環境あるいは経営戦略を踏まえた社長に求める必要な能力、資質（ポテンシャル）、経験・知識・スキルを荏原流「経営者のあるべき像」として特定し、その具体的な判定方法・判定基準を定めるとともに、幅広い年齢層からの候補者の選定、育成の実施、育成状況の確認に主体的に関与しています。

④ 取締役に対するトレーニングの方針

取締役会を有効に機能させるための環境整備の一環として、新任の取締役には、就任前又は就任後速やかに取締役の職責を果たすために必要な、財務・法務・コーポレートガバナンス等に関する知識・知見を習得する機会を設けています。新任の独立社外取締役には、当社グループへの理解を深めることを目的として、当社グループの経営戦略、財務状態、経営課

題、その他重要な事項について、担当執行役等から説明を行うとともに、事業拠点への視察等を通じて知識・知見を習得する機会を適宜設けています。また、取締役就任後においても、社外有識者による講義等の機会を提供する等、適宜適切なトレーニングの機会の設定に努めています。

⑤ 取締役会の実効性向上に向けた取組

ア. 取締役会実効性評価の目的

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。コーポレートガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、指名委員会等設置会社への移行を機に、2015年度より取締役会自身が取締役会全体の実効性評価を毎年実施し、その結果の概要を開示しています。毎年の評価では、前年度に課題として認識された事項の改善状況の検証を行い、その結果を踏まえて次の課題を抽出しており、連続性のあるガバナンス改革のPDCAサイクルを回しています。

イ. これまでの実効性評価に基づく主なガバナンス改革

1) 取締役会の議題・議論についての改革

- | | |
|-------------------|--|
| ① 中長期的課題に対する議論の強化 | 取締役会において中長期的課題に関する議論の比重を一層高めていく必要があるとの認識に沿って、長期経営ビジョン、それを具現化する中期経営計画の検討、各事業の戦略、組織体制、人事戦略等を予め取締役会の年間議題に組み込み、時間をかけた議論を行うようになりました。 |
| ② 議論の質の向上・深化 | 取締役会の数日前に社外取締役会議を開催し、担当執行役から取締役会議題の主要項目の説明を受け、それに対する理解を深めるとともに社外取締役間で自由な討議を行ってきました。取締役会では各社外取締役が課題を理解したうえで、独自の視点、責任で発言を行うことにより、取締役会の討議の質が高まるとの認識が共有されており、実効性評価においてもこの社外取締役会議の意義が確認されました。 |

2) 取締役会の規模・構成についての改革

- | | |
|------------------|--|
| ① 社外取締役の規模・構成 | 社外取締役についてはその背景、経験の多様性が重要であり、今後の先の見えない社会環境の中では多様な意見が自由に交わされることの重要性が認識されました。実効性評価において、現在の取締役10名中社外取締役が7名を占める体制の妥当性が確認されました。 |
| ② 業務執行を兼務する社内取締役 | 業務執行を兼務する取締役を段階的に減員し、代表執行役1名となった現在の体制については、実効性評価において、監督と執行の分離が促進され、執行の責任と取締役会の役割が一層明確化されたとの認識が共有されました。 |
| ③ 取締役会議長就任 | さらなる公正性と透明性の確保、株主の視点に立った議題設定が実現できるよう、2019年より社外取締役が取締役会議長を務める体制にしました。その有効性を点検するため議長評価を実効性評価のフレームに組み入れ、毎年取締役会において検証することになりました。 |

3) 委員会の実効性についての改革

- | | |
|----------------------|--|
| ① 委員会の実効性評価 | 指名・報酬・監査の各委員会において、実効性評価を通じてそれぞれの機能、果たすべき役割が共有され、またその目的達成について十分な独立性と能力があるの各自評価が進みました。 |
| ② 監査委員会の規模・構成とサポート体制 | 監査委員会は総員数と社内出身の員数をそれぞれ段階的に減員し、2020年より総員数4名(うち、社内出身の委員1名)、2021年より、さらなる独立性の確保、外部の視点で監査の監督を実現できるよう、総員数3名(同1名)とし、社外取締役が委員長を務める体制としました。この体制への移行に伴い、監査委員会は、実効性評価において監査委員会をサポートする体制の強化が必要だと認識され、そのための体制及び人材配置の拡充を行いました。また、その有効性を点検するため、実効性評価において継続的に検証することになりました。 |

4) 各取締役の実効性の発揮

①役割・資質要件の明確化	2020年度の実効性評価において、各取締役の役割・資質要件を明確化し、それに基づいて自己点検および相互評価による確認をすることが取締役会全体及び各取締役の実力向上に資すると認識されました。それを実現するために、取締役会での十分な議論を経て、取締役に求める役割・資質要件を、属性(社外取締役等)、ポジション(取締役会議長、委員会委員長等)の別を含め、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針(CG基本方針)に明記しました。2021年度の実効性評価において、CG基本方針は今後の取締役会・委員会・取締役個人の活動の重要な指針であるとの認識が共有されました。
--------------	--

ウ. 2021年度「取締役会実効性評価」について

2021年度の実効性評価においては、社会状況の変化、当社を取り巻く課題対応という観点から新たな項目を追加するとともに、サステナビリティの重要事項に対する取締役会の監督に関する項目及び2021年9月に改訂したCG基本方針に対する評価の項目を追加しました。また、毎年のベンチマーキング分析※に加えて、2021年度は、サステナビリティを重視する経営を行う企業として評価が高い企業、取締役会関連について開示が良い企業及び事業と関連性がある企業のなかから4社を選択の上、各社における取締役にに関する開示資料を基にしたベンチマーク分析を行い、当社取締役会におけるサステナビリティ対応の向上に向けた施策の参考にしました。

※「毎年のベンチマーキング分析」…当社はコーポレートガバナンス体制に関する自己点検を目的として、毎年、国内外のガバナンス基準・ガイドライン等との比較を行っています。

(a) 評価プロセス

質問票の回答結果、外部専門家による個別インタビュー結果、ベンチマーキング分析の結果を全取締役に共有し、取締役会において集中討議を行いました。あわせて、実効性評価の結果を踏まえて、議長を除く全取締役による議長に対する評価を行いました。

(b) 評価結果の概要

取締役会として、調査によって得られた結果を基に議論を重ねた結果、取締役会及び委員会において重要な課題に対する十分な議論が行われ、適切に運営されていること、事業及び社内体制の変革に向けた執行及び取締役会の取組みの成果が企業価値の向上につながりつつあること、昨年の課題として挙げられた事項については取組みが進んでいることが確認されたことから、当社取締役会の実効性は十分に確保できていると評価しました。特にCG基本方針が取締役会での十分な議論を経て改定されたことにより、取締役会及び各取締役が常に能力を高め実効性を発揮する上で、今後の重要な指針になると高く評価されていることが確認されました。

(c) 今後の対応

取締役会は、これまで進めてきた改革の継続とあわせて、以下の各項について今後継続的に取締役会等で議論し、取締役会の実効性をさらに高めていくことを確認しました。

- ・今後とも中長期的な重要課題を選択し、十分な議論を行う機会を設け、執行が適切な判断のもと、その実行のスピードを速めることができるように後押しを続ける。その結果について定期的な検証・評価・フォローアップを継続していく。
- ・CG基本方針を基軸にして、取締役個人による自己評価、相互評価、トレーニングの状況を確認・検証するとともに、取締役候補者指名時の基準としても活用していく。
- ・執行幹部における多様性について中長期的な観点からその人材配置、人材育成、社内体制の状況について、適宜確認・検証を行っていく。また、取締役会の構成及び社外取締役のサクセッションプランについて指名委員会での議論を踏まえつつ、取締役会としてその内容を共有していく。
- ・ベンチマーキング分析から得られた、取締役会において議論すべきサステナビリティの重要事項を整理し、それらの対応についてさらなる具体化と推進に向けた議論を行う。

2021年度「取締役会実効性評価」の全文は以下の当社ウェブサイトにて掲載を予定しています。

<https://www.ebara.co.jp/ir/governance/information/effectiveness-evaluation.html>

(2) 取締役及び執行役の氏名等 (2021年12月31日現在)

① 取締役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
前 田 東 一	取締役会長	指名委員会委員
浅 見 正 男	取締役 代表執行役社長	
宇 田 左 近	取締役	取締役会議長 指名委員会委員 ビジネス・ブレークスルー大学大学院 教授 ビジネス・ブレークスルー大学 副学長・経営学部長・教授 株式会社ビジネス・ブレークスルー 取締役
澤 部 肇	取締役	報酬委員会委員長 早稲田大学評議員会 会長 一般社団法人価値創造フォーラム21 幹事会付顧問 株式会社テレビ東京ホールディングス 社外取締役
大 枝 宏 之	取締役	筆頭社外取締役 指名委員会委員長 株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問 株式会社製粉会館 取締役社長 積水化学工業株式会社 社外取締役 公益財団法人一橋大学後援会 理事長 日本ユネスコ国内委員会 副会長
橋 本 正 博	取締役	監査委員会委員長 熊本県産業振興顧問
西 山 潤 子	取締役	報酬委員会委員 株式会社ジャックス 社外取締役 戸田建設株式会社 社外監査役
藤 本 美 枝	取締役	報酬委員会委員 弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー 生化学工業株式会社 社外監査役 株式会社TBSホールディングス 社外監査役 (株式会社TBSテレビ 監査役)

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
北山久恵	取締役	監査委員会委員 公認会計士 日本公認会計士協会近畿会 会長 日本公認会計士協会 副会長 株式会社椿本チエイン 社外取締役 北山公認会計士事務所 代表
長峰明彦	取締役	監査委員会委員（常勤）

- (注) 1. 取締役 宇田左近、澤部肇、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝、北山久恵の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 宇田左近、澤部肇、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝、北山久恵の7氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、東京証券取引所に対して同7氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 監査委員 橋本正博氏は大日本スクリーン製造株式会社（現 株式会社SCREENホールディングス）において財務本部長を務めた経験があり、北山久恵氏は公認会計士の資格を有しています。また、長峰明彦氏は、当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 取締役 北山久恵、長峰明彦の両氏は、2021年3月26日開催の第156期定時株主総会において、新たに選任され、就任しました。
5. 取締役 山崎彰三、藤本哲司の両氏は、2021年3月26日開催の第156期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
6. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、監査委員会活動の実効性を高めるため、当社の内部統制に精通している取締役による執行部門からの情報収集や内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行う必要があることから、社内出身の非業務執行の取締役である長峰明彦氏を常勤の監査委員会委員として選定しています。

② 執行役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
浅見正男	代表執行役社長	
野路伸治	執行役	風水力機械カンパニープレジデント 兼 冷熱事業担当 兼 Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş. 代表取締役議長
冲山喜明	執行役	風水力機械カンパニー 標準ポンプ事業部長 兼 荏原機械（中国）有限公司 董事長
山田秀喜	執行役	風水力機械カンパニー カスタムポンプ事業部長 兼 嘉利特荏原泵業有限公司 董事長 兼 荏原機械淄博有限公司 董事長
喜田明裕	執行役	風水力機械カンパニー システム事業部長
マイケル・ローダイ	執行役	風水力機械カンパニー コンプレッサ・タービン事業担当 エリオットグループホールディングス株式会社 取締役CEO Elliott Company CEO
大井敦夫	執行役	環境事業カンパニープレジデント 兼 荏原環境プラント株式会社 代表取締役会長
戸川哲二	執行役	精密・電子事業カンパニープレジデント
勝岡誠司	執行役	精密・電子事業カンパニー装置事業部長
永田修	執行役	グループ経営戦略・人事統括部長
中山亨	執行役	法務・総務・内部統制・リスク管理統括部長
細田修吾	執行役	経理財務統括部長
小和瀬浩之	執行役	情報通信統括部長
曾布川拓司	執行役	技術・研究開発・知的財産担当 兼 精密・電子事業カンパニー技術統括部長

- (注) 1. 代表執行役社長 浅見正男氏は、取締役を兼務しています。
 2. 執行役 細田修吾氏は、2021年3月26日開催の取締役会において、新たに選任され、就任しました。
 3. 執行役 長峰明彦氏は、2021年3月26日開催の取締役会終結の時をもって任期満了により退任しました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループの取締役、執行役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害等を保険契約により補填することとしています。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役及び執行役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)									
		基本報酬		短期業績 連動報酬		譲渡制限付 株式報酬		業績連動型 株式報酬		その他	
		支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額
取締役 (社外取締役を除く)	140	3名	98			3名	31	2名	9		
社外取締役	123	8名	104			8名	19				
執行役	1,310	15名	415	14名	332	14名	80	15名	442	1名	40
合 計	1,574	26名	618	14名	332	25名	131	17名	451	1名	40

- (注) 1. 上記には、2021年12月31日現在の取締役及び執行役に対して当事業年度の在任期間に応じて支給された報酬等及び、2021年3月26日開催の第156期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役1名に対して2021年1月から退任時までに支給された報酬等の額を記載しています。
2. 取締役を兼務する代表執行役社長に支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。
3. 執行役の報酬等の額には、子会社の役員を兼務している執行役が子会社から受け取った報酬額223百万円（基本報酬91百万円、短期業績連動報酬55百万円、業績連動型株式報酬35百万円、その他40百万円）を含めた総額を記載しています。
4. 執行役の短期業績連動報酬は、全社業績又は事業業績に加え、個人別の目標を設定し、その達成度合いを評価して、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。
5. 短期業績連動報酬は、2021年12月31日在任の執行役に対して、当事業年度を対象期間とした短期業績連動報酬（2022年3月支給予定）の総額を記載しています。
6. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
7. 業績連動型株式報酬は、2023年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。当事業年度の金額算定においては、直近の当社株価及び中期経営計画E-Plan2022の最終年度である2022年12月期の経営計画における連結投下資本利益率（ROIC）の予想値を用いており、且つ前事業年度計上額との差分も加算計上しています。
8. その他は、マイケル・ローダイ氏が子会社より2023年に支給を受ける予定の業績連動型現金報酬のうち当事業年度に費用計上すべき34百万円及び当該事業年度に支給を受けた年金拠出金5百万円の総額を記載しています。

② 報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の種類別の額

氏名	報酬等の総額 (百万円)	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)				
			基本報酬	短期業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬	その他
代表執行役社長 浅見正男	200	当社	54	46	16	84	—
執行役 野路伸治	101	当社	31	21	7	40	—
執行役 戸川哲二	106	当社	31	27	7	40	—
執行役 マイケル・ローダイ	31	当社	—	21	—	10	—
	155	エリオットグループ ホールディングス 株式会社	62	37	—	15	40

- (注) 1. 短期業績連動報酬は、当事業年度を対象期間とした短期業績連動報酬（2022年3月支給予定）の総額を記載しています。
 2. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
 3. 業績連動型株式報酬は、2023年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。当事業年度の金額算定においては、直近の当社株価及び中期経営計画E-Plan2022の最終年度である2022年12月期の経営計画における連結投下資本利益率（ROIC）の予想値を用いており、且つ前事業年度計上額との差分も加算計上しています。
 4. その他は、マイケル・ローダイ氏が2023年に支給を受ける予定の業績連動型現金報酬のうち当事業年度に費用計上すべき34百万円及び当該事業年度に支給を受けた年金拠出金5百万円の総額を記載しています。

③ 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

当社は、2015年6月24日付で指名委員会等設置会社に移行しましたので、当社定款第22条及び第31条に基づき、独立社外取締役3名のみで構成される報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬等について決定しています。

ア. 取締役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務遂行を監督するため、取締役会及び各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

(b) 報酬の体系

a. 非業務執行取締役

非業務執行取締役の報酬は、業務執行とは独立した立場で、業務執行が適法に行われていることを監督する役割と責任が期待されていることから、基本報酬、長期インセンティブで構成され、報酬委員会にて決定します。長期インセンティブは、企業価値の継続的な向上を図ると共に役員における株式保有を促進することで株主との一層の価値共有を図る譲渡制限付株式報酬（RS）とします。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給します。なお、2020年度までは非業務執行の取締役（社外取締役を除く）に対して短期業績連動報酬の支給並びに業績連動型株式報酬を付与していましたが、2021年度より廃止しています。

b. 業務執行取締役（代表執行役社長）に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給していません。

(c) 報酬の組合せ

取締役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

	金銭報酬		株式報酬(長期インセンティブ)	
	基本報酬	短期業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
非業務執行の取締役	1.0	—	0.3	—

イ. 執行役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期の業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度としています。

(b) 報酬の体系

執行役の報酬は、代表執行役社長及び執行役の役割に応じた基本報酬、短期業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬で構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成する上で重要な役割を果たすことが期待されるため、業績に対する責任が重い上位の役割にある者ほど、業績に連動した報酬部分の比率が大きくなるように設定しています。

マイケル・ローダイ氏については異なる報酬体系とし、基本報酬、短期業績連動報酬、長期インセンティブ及び年金拠出金で構成しています。

短期業績連動報酬の全社業績指標としては、収益性改善の経営目標に整合する連結投下資本利益率（ROIC）、連結営業利益及びS&S売上収益を採用しています。なお、代表執行役社長を除く執行役については、全社業績又は事業業績に加え、個人別の目標を設定し、その達成度合いを評価して、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。

業績連動型株式報酬の指標としては、中期経営計画E-Plan2022の最終年度である2022年12月期における連結投下資本利益率（ROIC）を採用しています。

(c) 報酬の組合せ

執行役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

《執行役の報酬比率（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）》

	金銭報酬		株式報酬（長期インセンティブ）	
	基本報酬	短期業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
代表執行役社長	1.0	0.6	0.3	0.3
執行役	1.0	0.6	0.2~0.25	0.2~0.25

- (注) 1. 短期業績連動報酬は、全社業績又は事業業績目標及び各執行役の個人別業績目標達成度により、0~200%の範囲で支給することとしています。
 2. 業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度により、0~200%の範囲で支給することとしています。
 3. 執行役のうち、マイケル・ローダイ氏の報酬は、基本報酬：1、短期業績連動報酬：0.6、長期インセンティブ：0.5、年金拠出金：0.1で構成されています。

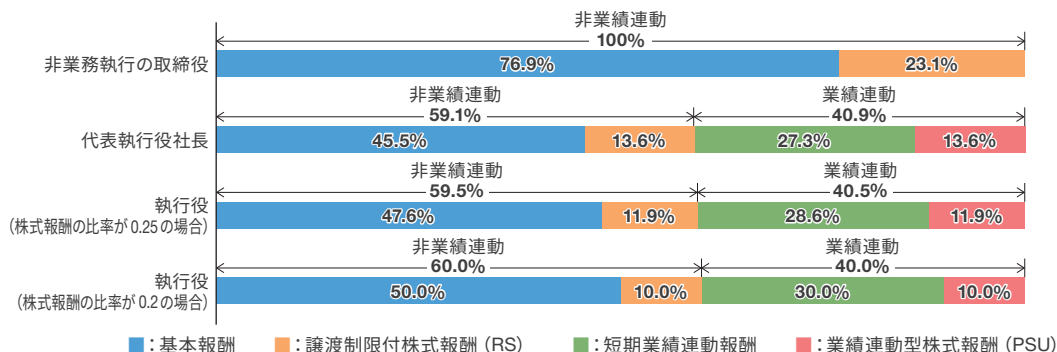
(d) 報酬水準について

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、「国内同輩企業」といいます。）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役割に応じた報酬水準としています。

総報酬（基本報酬水準、短期業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）は、戦略や事業業績の達成の場合には国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には国内同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めるものとします。

なお、マイケル・ローダイ氏の報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群に鑑み水準を設定しています。

《取締役及び執行役の報酬の構成（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）》



ウ. 当事業年度に係る取締役・執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

報酬委員会は、当事業年度にかかる取締役及び執行役の個人別の報酬等について、ア.取締役に対する報酬、イ.執行役に対する報酬記載の (a) 報酬制度の目的と基本方針に基づいて、(1) 基本報酬については、国内同輩企業の水準及び従業員賃金水準（マイケル・ローダイ氏については、想定するビジネス及び人材の競合企業群に鑑み設定した水準）を踏まえ、役割に応じた報酬額であるか、(2) 短期業績連動報酬については、個人毎の報酬額が、当事業年度の全社業績目標及び個人別の目標の達成度に応じたものであるか、(3) 譲渡制限付株式報酬については、役割に応じた所定株式数を付与することを内容とするものであるか、について委員会において慎重に審議の上、決定しました。したがって、報酬委員会は、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 報酬等の決定に関する手続き

役員等の報酬方針の決定機関である報酬委員会は、客観的な視点と透明性を重視して、3名の独立社外取締役により構成されており、具体的には、社外取締役の中から、企業経営の経験者、企業法務の専門家を選任しています。

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬制度を戦略的な視点で監督することを目的としています。具体的には、経営方針に沿って作られた報酬制度の検討と決定を担っており、報酬方針の決定のほか、当社の取締役及び執行役の報酬のほか、グループ会社役員の報酬体系についても審議し、取締役会に意見を具申しています。委員会活動に必要と判断した場合には、委員会の総意として報酬コンサルタント等の専門家の意見を求めることができるものとされています。そのコンサルタントの選定に際しては、独立性に留意し、確認を行っています。

このような活動を行うため、報酬委員会は定例会のほか、必要に応じて適宜開催され、報酬委員会で審議された結果は、委員長より取締役会に報告がなされています。

新任の報酬委員に対して、報酬委員会の定める規程（役員報酬基本方針）に加え、当社の業績や報酬制度の背景、経緯の説明を行っています。また、常設の委員会事務局を設置し、就任中の委員に法令・規制、規準等の情報提供を行い、的確な委員会運営を支援しています。

2021年度において、報酬委員会は9回開催され、報酬方針を決議したほか、報酬方針に基づく取締役及び執行役の個人別の基本報酬・短期業績連動報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の内容及び付与数を決定いたしました。

⑤ 各支給項目について

ア. 短期業績連動報酬

中期経営計画達成のためのインセンティブを重視し、全社業績又は事業業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに金額を決定する仕組みとしています。ただし、親会社の所有者に帰属する当期利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、短期業績連動報酬の減額等につき報酬委員会が決定します。

2021年度における全社業績指標の目標と実績

業績指標	評価ウエイト	2021年度目標値	2021年度実績値
連結投下資本利益率 (ROIC)	40%	6.8%	10.7%
連結営業利益	40%	418億円	613億円
S&S売上収益	20%	2,151億円	2,284億円

イ. 長期インセンティブ（株式報酬）

当社役員が近視眼的な経営行動に陥らないように、また、株主の利害との一致の観点から、譲渡制限付株式報酬と当社の業績に連動する業績連動型株式報酬を支給しています。

(a) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、役員の役割に応じた一定の株式数を単年度毎に付与します。付与された株式の譲渡制限期間は、役員における株式保有を促進し、株主との価値共有を高めることを目的とするため、割当日から当社役員を退任するまでとし、当社役員の地位を退任した時点で譲渡制限を解除します。

(b) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、中期経営計画の最終年度に中期経営計画が目標と掲げている連結投下資本利益率（ROIC）の達成度合いに応じて決定された数の株式を付与しますが、そのうち40%相当については、金銭に換算して支給します。

業績連動型株式報酬に係る指標には、連結投下資本利益率（ROIC）を採用しています。中期経営計画E-Plan2022の最終年度である2022年12月期の連結投下資本利益率（ROIC）の目標（IFRS・7.6%）達成度合いに応じて、支給率を0%～200%として支給されます。なお、2021年12月期のROICは10.7%でした。

業績連動型株式報酬の額の算定方法については、中期経営計画初年度に支給対象役員の役割に応じた基準個数を予め設定し、中期経営計画の最終事業年度である2022年12月期の連結投下資本利益率（ROIC）の達成度合いに応じた当社株式数を対象役員に付与します。なお、付与株式数のうち40%相当については、金銭に換価して支給します。

《支給株式数及び個別支給金額の算定方法》

- ・株式によるPSUの支給個数（1個未満切り捨て）
基準個数×支給率×60%
1個＝当社普通株式100株
- ・金銭によるPSUの支給金額（100円未満切り捨て）
基準個数×支給率×40%×当社普通株式の株価*
1個＝当社普通株式100株とします。

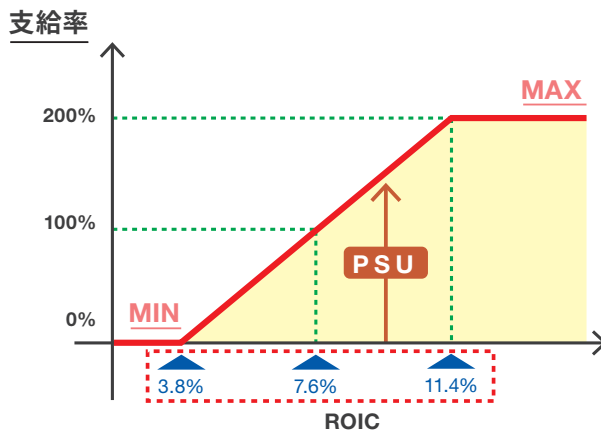
※中期経営計画最終年度に係る割当を決議する取締役会開催の前々月の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均

《支給率》

支給率 (%) = 連結投下資本利益率 (ROIC) × 500 ÷ 19 - 100

小数点第2位を四捨五入します。ただし、計算の結果が0%以下となる場合には0% (不支給) とし、200%を超える場合には200%とします。

連結投下資本利益率 (ROIC) = 親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ {有利子負債 (期首期末平均) + 親会社所有者帰属持分 (期首期末平均)}



なお、株式報酬により付与した株式の売却に関しては、一定数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定めることで、株主との価値共有を促進します。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(2) 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況					発言状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	社外取締役会議	
宇田 左近	100% (15/15回)	100% (14/14回)	—	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、経営戦略等の専門家及び会社経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言するとともに、取締役会議長として取締役会を牽引しています。また指名委員会では、同委員として取締役候補者の選定、社長の承継計画や候補人材の育成等に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。
澤部 肇	100% (15/15回)	—	100% (9/9回)	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また報酬委員会では、報酬委員会委員長として、当社の取締役及び執行役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関わる審議等、報酬委員会活動を牽引し、その職責を果たしました。
大枝 宏之	100% (15/15回)	100% (14/14回)	—	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また指名委員会では、指名委員会委員長として、社長の承継計画策定等、経営人材の選定や候補者人材の育成等に積極的に発言を行うとともに、委員間での議論を牽引し、その職責を果たしました。
橋本 正博	100% (15/15回)	—	100% (2/2回)	100% (20/20回)	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また監査委員会では、監査委員会委員長として、独立した立場からその知見に基づいて当社及び当社グループの事業の監査を広く行うとともに、委員間での議論を牽引し、その職責を果たしました。
西山 潤子	100% (15/15回)	—	100% (7/7回)	100% (4/4回)	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また報酬委員会では、同委員として、当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。
藤本 美枝	93% (14/15回)	—	100% (9/9回)	—	85% (11/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また報酬委員会では、同委員として、当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。
北山 久恵	100% (11/11回)	—	—	100% (16/16回)	100% (10/10回)	取締役会その他重要会議に出席し、公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また監査委員会では、同委員として、独立した立場からその知見に基づいて当社及び当社グループの事業の監査を広く行い、その職責を果たしました。

- (注) 1. 橋本正博氏は、2021年3月26日開催の取締役会終結の時をもって報酬委員を退任しましたので、同日以前に開催した報酬委員会への出席状況を記載しています。
2. 西山潤子氏は、2021年3月26日開催の取締役会終結の時をもって監査委員を退任しましたので、同日以前に開催した監査委員会への出席状況を記載しています。また、同取締役会において新たに報酬委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した報酬委員会への出席状況を記載しています。
3. 北山久恵氏は、2021年3月26日開催の第156期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び監査委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会及び各委員会等への出席状況を記載しています。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	161百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	198百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な海外子会社のうち、Elliott Companyほか16社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けています。

(4) 会計監査人の報酬等に対して監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行いました。

(5) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

② 不再任の方針

毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、監査委員会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

なお、再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任会計監査人」といいます。）の毎年度の評価にかかわらず、次年度の会計監査人候補を選定するために入札を実施いたします。再任会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任会計監査人がさらに連続して5年間在任する場合にも、入札を実施することといたします。

ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までといたします。なお、当第157期はEY新日本有限責任監査法人が当社会計監査人に就任して14事業年度目になります。

③ 会計監査人再任の手続き

監査委員会は「②不再任の方針」に基づき、会計監査人の再任適否の評価を実施した結果、EY新日本有限責任監査法人を第157期の会計監査人として再任する旨の決定を行いました。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

毎年度、執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
1. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用する。	<ol style="list-style-type: none">(1) コンプライアンスを推進する部門を設置し、当社及び子会社に対して、コンプライアンス意識の浸透及び不正行為を未然に防止する体制の構築と、働きやすく風通しの良い職場環境の整備を支援しています。(2) 「荏原グループ行動基準」や社内規則等に違反した場合の懲戒条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。(3) 代表執行役社長を委員長とするサステナビリティ委員会では、社会、環境並びに当社グループのサステナビリティに資する活動の対応方針、戦略、目標及びKPIを審議し、成果の確認及び見直しを行っています。また、同委員会において当社及び子会社におけるコンプライアンス状況を監視し、適宜是正・改善指示を行っています。当事業年度は、同委員会を4回開催しました。(4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、「荏原グループの企業倫理の枠組み」、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、海外9か国において、子会社20社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しています。(5) 「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき荏原グループ・コンプライアンス連絡会を定期的に開催し、当社及び子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。なお、海外においては、中国子会社を対象にコンプライアンス連絡会を定期開催しています。(6) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき、年度監査計画に沿って活動しています。当社及び子会社の業務について業務執行部門から独立した監査・モニタリングを実施しています。子会社に内部監査・モニタリングの体制を整備させ、その実施状況は、当社の内部監査部門にて確認しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための移動制限により、海外子会社に対しては、外部専門家を利用したりリモート監査を実施しました。
2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用する。	<ol style="list-style-type: none">(1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。(2) 情報漏洩防止措置、漏洩した場合の対策を定めた「重要情報の取扱いに関する荏原グループ5原則」を当社及び子会社の「情報セキュリティ基本規程」に定めています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
	(3) 荏原グループ全体の情報管理レベルの確認、及び実態調査を行い、改善を図っています。
3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制	
子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社グループ共通に整備する事項並びに事前審査又は事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。 (2) 子会社においてクライシス又はクライシスに発展する可能性がある事象が発生した場合の当社への報告体制について、子会社の「クライシスマネジメント規程」に定め、報告させています。
4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定する。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 権限と責任及びその手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。 (2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。 (3) グループ全体のリスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成されています。四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は合わせて12回開催しました。 (4) 新型コロナウイルス感染症拡大について、規程に基づき対策本部を立ち上げ、情報収集、荏原グループへの対策展開等の活動を継続しています。 (5) 外部からのサイバー攻撃等に備え、荏原グループ全体における情報セキュリティ管理体制の強化を続けています。
5. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
(1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化する。 (2) 経営の基本方針を策定し、その進捗状況の監督を行うことにより、当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。 (2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌をそれぞれ当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。 (3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映しています。最重要経営指標（KPI）である投下資本利益率（ROIC）については、KPIモニタリング会議等で進捗を確認しています。 (4) 当社の執行役は、年度経営計画の進捗状況及び達成の施策について四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。 (5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として、全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。

6. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用する。

当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括するため、反社会的勢力対策本部を設置し、反社会的勢力から接触があった場合に備えて対応マニュアルを整備しており、万が一接触があった場合は、顧問弁護士や外部専門機関と連携し、会社全体で対応する体制を整えています。

また、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。当事業年度は1回開催しました。

7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用する。

- (1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。当社の執行役は子会社の内部統制体制整備に責任を持っています。
- (2) 当社は、当社及び子会社における内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。

8. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制

監査委員会の職務を補助すべき部門を設置する。

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設置しています。
- (2) 従業員の中から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」又は「補助従業員」といいます。）を任命し、監査委員会室所屬としています。当事業年度は、15名が監査委員会室に所屬しており、そのうち5名は専任の補助従業員として監査委員会に関する事務に従事しました。その他の10名は内部監査部門又は子会社の監査役を主たる業務としており、監査委員会室には兼務補助従業員として在籍していました。なお、監査委員会補助従業員は企業集団の内部統制を確保することを目的として、子会社の監査役を兼務することがあります。

9. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査委員会補助従業員の任命については、原則として監査委員会の同意を得た上で行う。
- (2) 専任の補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しないこととし、監査委員会補助従業員の執行役からの独立性を確保する。
- (3) 兼務補助従業員については、当該業務の遂行に際して監査委員会からの指示が執行役又は兼務先部門長からの指示と競合する場合には、監査委員会からの指示を優先するものとしており、監査委員会の指示の実効性を確保する。

- (1) 監査委員会補助従業員の任命については、原則として監査委員会の同意を得た上で行っています。
- (2) 専任の補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。
- (3) 兼務補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しますが、当該業務の遂行に際して監査委員会からの指示が執行役又は兼務先部門長からの指示と競合する場合には、監査委員会からの指示を優先する旨社内規程に定め、監査委員会の指示の実効性を確保しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>(4) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事する。</p> <p>(5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については原則として監査委員会の同意を得た上で決定する。</p>	<p>(4) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事しています。</p> <p>(5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については原則として監査委員会の同意を得た上で決定しています。</p>

10. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

<p>(1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員に報告を求めることができる体制を構築し、整備・運用する。</p> <p>(2) 子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用する。</p> <p>(3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。</p>	<p>(1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、サステナビリティ委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。</p> <p>(2) 「執行役規程」に基づき、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。</p> <p>(3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の対応状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。</p> <p>(4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、「往原グループの企業倫理の枠組み」、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、海外9か国において、子会社20社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外往原グループ・ホットライン）を設置しています。これらの実施状況について適宜監査委員会に報告しています。</p> <p>(5) 監査委員会が当社及び子会社における法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプラインを設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など、会社経営に著しく不当な事実があるような場合に、監査委員会へ報告する体制を確保しています。</p> <p>(6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保し、これを周知徹底しています。</p>
--	--

11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<p>(1) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門並びに関係会社の監査役と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保する。</p> <p>(2) 監査委員会から求めがあった場合には、内部監査部門の部門長若しくは部員又は子会社の監査役を監査委員会の管下に設置する部門に兼務させる。また、関係会社の監査役については監査委員会の同意を得た上でその候補者を決定する。</p>	<p>(1) 代表執行役社長及び風水力機械、環境事業、精密・電子事業の各カンパニーを統括する執行役は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。</p> <p>(2) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門並びに関係会社の監査役は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。</p> <p>(3) 監査委員会からの求めにより、内部監査部門の部門長若しくは部員又は子会社の監査役を監査委員会の管下に設置する部門に兼務させています。また、関係会社の監査役候補者の指名に際しては、監査委員会の同意を得た上で決定しています。</p>
--	---

内部統制基本方針	運用状況の概要
(3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する。	(4) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行う。	<p>(1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図り、その有効性を毎期評価しています。</p> <p>(2) 評価にあたっては、財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を毎期設定し、業務から独立した評価チームが評価を実施し、内部統制の改善と推進を図っています。当事業年度より国際財務報告基準(IFRS)を適用しましたが、これに伴い内部統制評価の対象、範囲、方法等に影響はありませんでした。</p>
--	--

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けています。E-Plan2022 期間における株主還元につきましては、連結配当性向 35%以上を目標に当該期の業績に連動させ、かつ親会社所有者帰属持分配当率(連結) 2.0%以上を確保する方針としています。また、自己株式の取得については機動的に実施していくこととしています。

配当金等の推移

区分	年度	第154期 (2018年度)	第155期 (2019年度)	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	60.0	60.0	90.0	163.0(予定)
年間配当額	(百万円)	6,052	5,730	8,582	15,127(予定)
連結配当性向	(%)	33.3	24.8	35.4	35.2(予定)
自己株式取得額	(百万円)	4,999	14,999	—	19,999

- (注) 1. 第157期の「1株当たり年間配当額」及び「年間配当額」は、第157期定時株主総会における第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり可決されることを前提とした金額です。
2. 当社グループは、第157期より、国際財務報告基準(IFRS)を適用しており、第156期の連続配当性向についても、IFRSに準拠して表示しています。

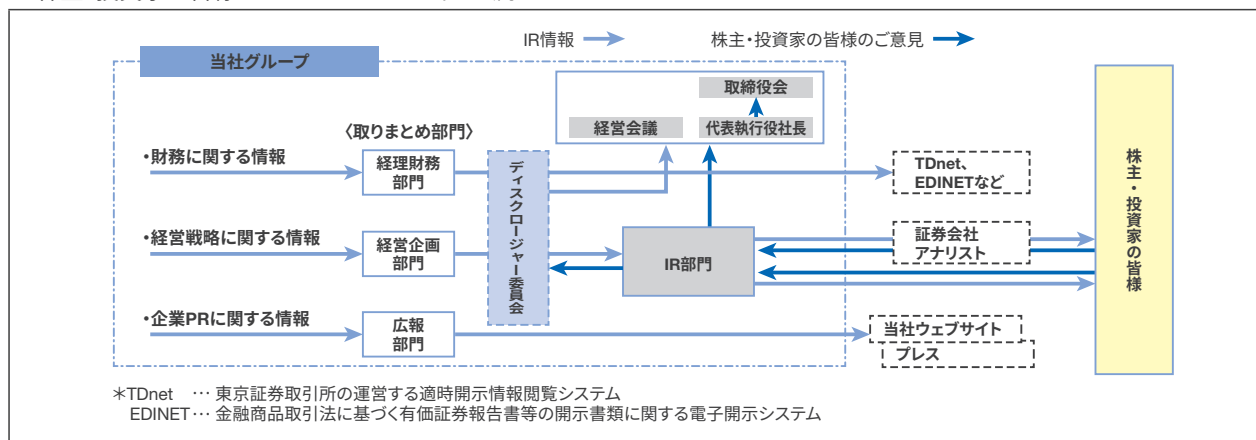
(3) 株主・投資家との対話

当社グループは、株主・投資家の皆様との長期的な信頼関係の構築を経営の最重要事項の一つと位置付けています。投資判断に必要な企業情報を適切に提供するとともに、建設的対話を通じて企業価値向上に資するIR活動を実践し、信頼関係の継続的な深化に努めます。

株主・投資家の皆様との対話について、経営に関する重要な事項として取締役会が適切に監督するため、四半期に一度、取締役会において担当部門がIR活動について報告し、取締役会は必要に応じて助言等を行っています。

当社グループのIR体制は、代表執行役社長を最高責任者とし、IR担当執行役とIR担当部門が行うことを基本としています。また、必要に応じて、取締役(独立社外取締役を含む)・執行役・その他経営幹部が株主・投資家の皆様と直接対話を行う機会を設定するものとしています。

《株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの流れ》



《IR活動の実施状況》

活動内容	第157期の実績
個別面談	255回
証券会社主催のカンファレンス・面談	38回
SRミーティング	6回
決算説明会	4回
マネジメントミーティング	2回
IR Day	1回
ESG説明会	1回
証券会社主催の個人投資家向け説明会	2回

(4) サステナビリティ

当社グループは、創業の精神である「熱と誠」を軸とする在らしさを持って、技術力と信頼性を強みに社会課題の解決に貢献してきました。これからも持続的に成長を続けていくため、将来のありたい姿の実現に向けた戦略を事業活動で実践し、世界を支えていく企業であり続けたいと考えています。

2020年2月、当社グループは10年後のあるべき姿とそれに向かう道筋である“価値創造ストーリー”を、長期ビジョン「E-Vision2030」として策定しました。E-Vision2030では、「技術で、熱く、世界を支える」というスローガンのもと、当社グループが2030年に向けて解決・改善に取り組む5つのマテリアリティ(重要課題)を設定しています。事業活動を通じてこれらの解決に取り組むことで、社会・環境価値と経済価値の両方を向上させ、企業価値を高めていきます。

《5つのマテリアリティ(重要課題)》

 <p>1. 持続可能な社会づくりへの貢献</p>	<p>社会と人々のために</p>	<p>技術で、熱く「持続可能で地球にやさしい社会、安全・安心に過ごせる社会インフラ、水や食べるものに困らない世界」を支える。</p>	
 <p>2. 進化する豊かな生活づくりへの貢献</p>	<p>産業のために</p>	<p>技術で、熱く「世界が広く貧困から抜け出す経済発展と、進化する豊かで便利なくらしを実現する産業」を支える。</p>	
 <p>3. 環境マネジメントの徹底</p>	<p>事業活動とサプライチェーンのために</p>	<p>カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーの最大限の利用を含めた、CO₂削減を推進する。</p>	
 <p>4. 人材の活躍促進</p>	<p>従業員のために</p>	<p>「競争し、挑戦する企業風土」を具現化する、多様な従業員が働き甲斐と働きやすさを感じて、活躍できる企業グループとする。</p>	
 <p>5. ガバナンスの更なる革新</p>	<p>サステナブルな経営のために</p>	<p>成長へのビジョンを描き、グローバルで勝ち続ける経営を後押しする攻めと守りのガバナンスを追求する。</p>	

各マテリアリティについて、関連する社会・環境課題、課題に対するアウトカムを具体化・明確化し、各部門が取り組むアプローチを整理し、各部門のKPIと目標を設定しています。今後継続的にKPIのモニタリングを行い、PDCAサイクルを回していくことで、目標の達成とアウトカムの実現を目指します。詳細は『在元グループ統合報告書2021』P.17-18をご覧ください。

https://www.ebara.co.jp/ir/library/annual-report/pdf/_icsFiles/afieldfile/2021/08/27/INT21_A3_JP.pdf#page=10

① 環境に対する取り組み

荏原グループは、長期ビジョン「E-Vision2030」における「5つのマテリアリティ」の一つに「環境マネジメントの徹底」を挙げ、CO₂削減を経営戦略上の重要課題としています。2020年12月期には「荏原グループ環境目標2030」を公表し、CO₂、水、資源循環の観点から環境パフォーマンス上の目標を設けています。

事業の成長とカーボンフリー社会実現への貢献の両立を図るため、グループを挙げて、電力調達の低炭素化の一層の推進、エネルギー多消費設備の更新、太陽光発電を軸とする再生可能エネルギーの導入拡大を通じ、環境目標の達成を目指します。

またE-Vision2030では、エネルギー効率のより高い製品の開発、半導体製造工程で使われる排ガス処理装置といった温室効果ガス削減に貢献する製品の拡販などにより、当社製品の使用によるCO₂排出量を実質約1億トン相当削減するという目標を掲げています。今後も事業を通じて社会の脱炭素化に貢献していきます。

《環境目標2030》

- 1 グループ内事業活動における温室効果ガス総排出量を2018年度比26%削減します。
- 2 グループ内事業活動における水の使用量を最大限合理的なものとし、水使用原単位で前期値を超えないようにします。
- 3 資源循環、サーキュラーエコノミー社会の構築に貢献するため、廃棄物の再資源化率について国内95%以上を維持します。

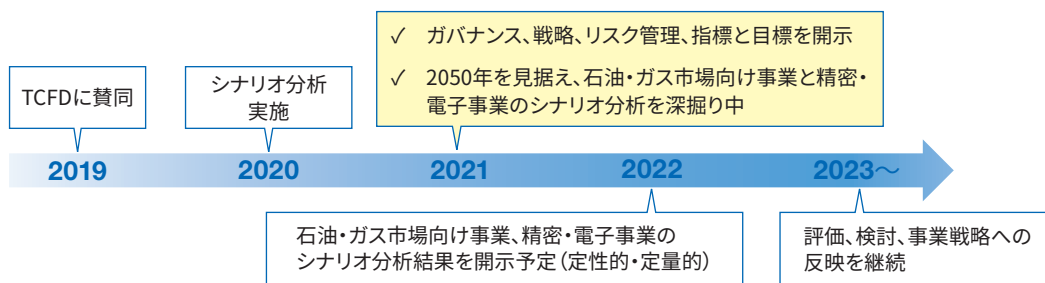
《気候変動に対する取り組み》

荏原グループでは、気候変動は世界が直面している重大な課題であると認識し、2019年にTCFDを支持する署名を行い、2020年12月期にはTCFDの枠組みに沿って、気候変動因子を中心に2°C以下シナリオを含む複数のシナリオにより、事業への影響についてシナリオ分析を行いました。詳細は当社コーポレートサイト「TCFD提言による情報開示」をご参照ください。
<https://www.ebara.co.jp/sustainability/think/information/tcf.html>

TCFD支持を表明した同時期、荏原グループでは長期ビジョン“2030年にありたい姿”を検討しており、2020年2月にE-Vision2030として発表しました。E-Vision2030は、事業活動に影響を与えるあらゆる要因を捉えたシナリオ分析に基づいて設定しましたが、気候変動への対応は重要な課題と認識しており、気候変動に起因する災害の激甚化に適応するインフラの強化や温室効果ガスの削減の取り組みを戦略や成果目標として掲げています。TCFD提言に沿った検討を行うにあたっては、気候変動因子を中心に2°C以下シナリオを含む複数のシナリオにより、事業への影響を分析しました。分析の結果は、2020年12月に開催したサステナビリティ委員会で審議し、取締役会への報告を行いました。

2021年4月、日本政府は「2030年度において、温室効果ガスを2013年度に対して46%削減を目指す」ことを明示しました。欧州、米国、中国など当社グループの事業に関わる国々においても脱炭素に向けた政策が急速に進んでいることから、その動向を踏まえて気候変動シナリオ分析、財務への影響分析と開示を引き続き行っていくとともに、結果を評価して事業戦略に反映させ、事業のレジリエンスを高めていきます。

TCFD提言に沿った情報開示(予定)



② 社会に対する取り組み

当社グループは高い倫理観を持って事業を行い、大切な皆様と信頼関係を築くことを「CSR方針」に掲げています。社会・産業・暮らしにおいて、様々なステークホルダーとともに価値を協創し、事業活動によって安全、安心で、便利な製品・サービスを届けることにより、社会価値の創造と提供を行っていきます。また、事業活動にあたっては、地域社会発展への寄与や人権尊重等、社会とのつながりを強く意識していきます。

ア. 人権の尊重

当社グループはステークホルダーの人権と多様性を尊重することを「CSR方針」に明示し、実践しています。国連グローバル・コンパクトに賛同、署名しているとともに、国際人権章典、国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重します。

2019年にトップコミットメントとして「荏原グループ人権方針」を策定しました。3つの基本方針とともに、それを実践していくための対応方針を定めています。人権に関する体制としては、人権方針に則した人権マネジメントの仕組みを継続的に改善することを目的として、荏原グループ人権委員会を設置しています。グループ経営戦略・人事担当の執行役が委員長、法務・総務・内部統制・リスク管理担当の執行役が副委員長として運営しています。

従業員に対する人権デュー・ディリジェンスについては、国内外荏原グループ従業員を対象に行っているグローバルエンゲージメントサーベイを通じて継続的に実施していきます。また、機関投資家との対話を通じて、サプライチェーンに対する人権対応が課題であることを人権委員会で共有し、施策を検討します。

「荏原グループ人権方針」は以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

<https://www.ebara.co.jp/sustainability/social/information/respect.html>

イ. 人材戦略

人材の活躍促進は、E-Vision2030における重要課題の一つです。荏原グループが事業を通じて社会に貢献し、持続的に成長を続けるためには、社員一人一人が創意工夫しながら常に新しいことに挑戦することが必要です。私たちは2030年までに、国籍や性別を問わず、自ら考え、スピード感をもって、積極的に新たな挑戦をし、目に見える成果を出す企業を目指します。

《主な取り組み》

- (a) グループ・グローバルで人材マネジメントを強化する“One EBARA HR”プロジェクトの推進、人事制度のグローバル展開
- (b) 2019年より国内外の当社グループ会社全従業員を対象としたグローバルエンゲージメントサーベイを実施、結果を踏まえたエンゲージメント向上のためのアクションプランを策定・実施
- (c) サクセッションマネジメント(後継者育成計画)を実施、課長層に対しても実施し社長自らレビュー
- (d) 製造現場の従業員へタブレット端末を支給
- (e) 就業時間の約5%を使用し、既存の業務とは別の新しいチャレンジを促進する“Ebara Innovation 5”を開始

ウ. ダイバーシティ推進

荏原グループは、長期ビジョンE-Vision2030のマテリアリティ4「人材の活躍促進」の中で、「多様な社員が働きがいと働きやすさを感じて、活躍できる企業グループとする」ことを掲げています。性別や国籍などにとらわれず多様な人材が活躍し、また従業員一人一人が個性を活かして能力を最大限に発揮できる就業環境を整えるため、「意識改革、風土改革」「制度・環境の整備」「業務改革、業務の見える化」の3方向から取り組みを行っています。さらにその実現を加速させるべく、2022年1月に社長直轄のダイバーシティ・プロジェクトが発足しました。国籍・性別などの目に見える違いだけでなく、経験や職種など目に見えない違いまでインクルージョンを行うことが、従業員と企業全体の成長に必要な不可欠という考えのもと、今後各種の施策を行ってまいります。

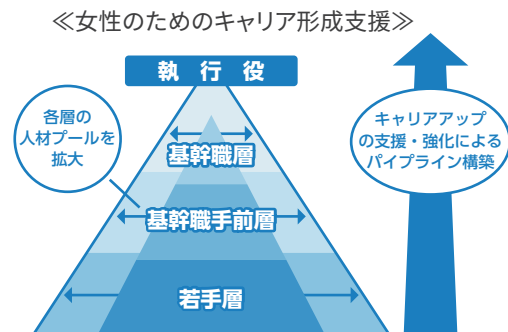
《主な取り組み》

(a) 女性活躍推進

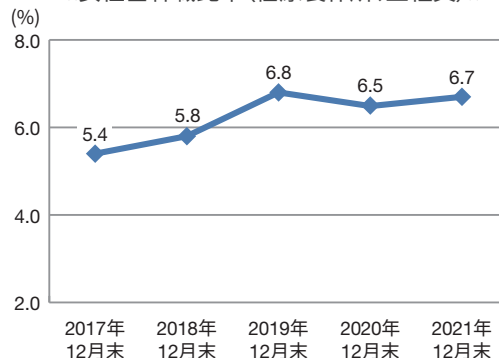
当社は、女性従業員が仕事を通じて成長している実感を持ち、自らの能力が発揮できていると感じながら働ける会社を目指しています。現在、基幹職^{*}に占める女性の割合及び女性基幹職候補者が少ないという課題を踏まえ、「基幹職に占める女性の割合を2023年4月までに7%超、2025年4月までに8%超にする」という目標を掲げています。

目標実現のための取り組みとして、外部研修への派遣など積極的に教育の機会を提供し、キャリアアップのきっかけをつくっていきます。また、男女ともに大きなライフイベントである結婚・出産に際し、自らのキャリア形成に不安を抱く女性が少なからずいることから、育児休業中の従業員向け座談会の開催など、子育てと仕事の両立、今後のキャリアなどについて情報を共有し、ライフイベントを経ても安心してキャリアを継続できる環境づくりや支援を行っています。

※基幹職：管理職に相当する従業員層



《女性基幹職比率(荏原製作所、正社員)》

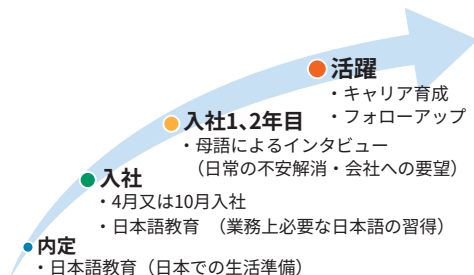


2018年5月21日付で、女性活躍推進法に基づき女性の活躍推進の取り組み状況などが優良な企業に厚生労働大臣より与えられる「えるぼし」の最高位／第3段階の認定を取得しました。

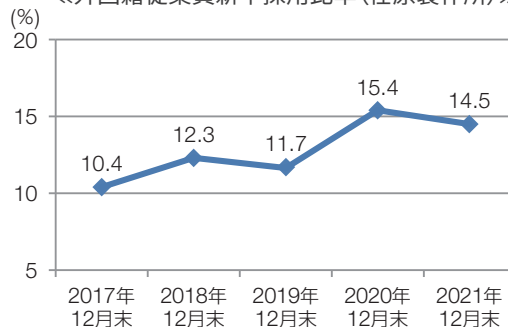
(b) 外国籍従業員のサポート

グローバルな競争力に寄与する優秀な外国籍従業員の就労定着のため、サポート体制の構築が課題となっていました。そこで、長引くコロナ禍においても国内外に在籍する外国籍の従業員が安心・安全に就業できるよう、感染症予防策、円滑に業務を遂行するための情報共有をはじめ、コミュニケーション及び社内のネットワークなどで困っていることはないかを定期的にヒアリングし、対応策を実施していきます。また、入社2年目までの外国籍従業員に対して、定着や成長の過程、直面している課題などを把握、対応するため母語でのインタビューを外部委託しており、今後も定期的実施していきます。

《外国籍従業員の採用・育成》



《外国籍従業員新卒採用比率（荏原製作所）》



※2021年の比率は、新型コロナウイルス感染症対策の入国制限の影響により入国・入社できていない採用者を含む比率です。入国制限が緩和され次第、入国・入社を予定しています。

(c) 障がい者の雇用

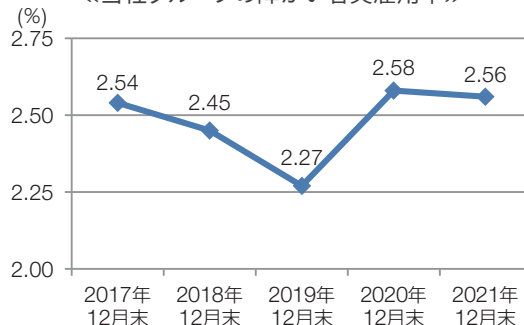
地域・社会と一体になって障がい者の職業的自立と社会参加の場の創出を図るとともに、当社グループの障がい者雇用率の向上に取り組んでいます。その一環として、2012年度に障がい者の雇用の促進及び安定を図るための特例子会社「荏原アーネスト株式会社」を設立しました。従業員は、能力や適性に応じて荏原グループの業務の一部を担い、グループ全体の業務効率や生産性を高めることで、企業価値の向上に寄与しています。

2021年5月、当社は障がい者の活躍促進に取り組む国際ムーブメント「The Valuable 500」に加盟しました。「The Valuable 500」は障がい者が社会、経済にもたらす潜在的な価値を発揮できるような社会づくりの推進を目的に、世界で500社の賛同・参加を得ることを目指すネットワーク組織です。荏原は「The Valuable 500」への加盟を通じ、一人一人が活躍できる環境の整備を促進し、今後も障がい者の職域拡大と採用を推進していきます。



荏原アーネスト従業員の業務風景
野菜収穫作業（アクアポニックス）

《当社グループの障がい者実雇用率》



〈ご参考〉

ESG関連の外部評価

FTSE4Good Index Series



FTSE4Good

FTSE Blossom Japan Index



FTSE Blossom
Japan

MSCI日本株女性活躍指数

2021 CONSTITUENT MSCI日本株
女性活躍指数 (WIN)

MSCIジャパン
ESGセレクト・リーダーズ指数

2021 CONSTITUENT MSCIジャパン
ESGセレクト・リーダーズ指数

※当社のMSCIインデックスへの組み入れや、MSCIのロゴ、商標、サービスマークやインデックス名の使用は、MSCI又はその関係会社による当社の後援、宣伝、販売促進ではありません。MSCIインデックスはMSCIの独占的財産です。MSCI及びMSCIインデックスの名称とロゴは、MSCI又はその関係会社の商標又はサービスマークです。

S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数



SOMPOサステナビリティ・インデックス



「えるぼし」の最高位/第3段階の認定を取得



MSCI ESGレーティング



日経スマートワーク経営調査



SUSTAINA ESG AWARDS



日経SDGs経営調査



当社のサステナビリティ情報の詳細について

当社のサステナビリティの詳細及びESGの詳細については、統合報告書及び当社ウェブサイトもご覧ください。

住原 統合報告書

検索

<https://www.ebara.co.jp/ir/library/annual-report/index.html>



住原 サステナビリティ

検索

<https://www.ebara.co.jp/sustainability/think/index.html>



統合報告書



当社ウェブサイト

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2021年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
(資産)	
流動資産	499,934
現金及び現金同等物	136,488
営業債権及びその他の債権	130,121
契約資産	86,887
棚卸資産	121,389
未収法人所得税	605
その他の金融資産	3,267
その他の流動資産	21,173
非流動資産	219,801
有形固定資産	161,392
のれん及び無形資産	23,204
持分法で会計処理されている投資	7,153
繰延税金資産	12,655
その他の金融資産	6,241
その他の非流動資産	9,144
資産合計	719,736

科目	金額
(負債)	
流動負債	327,357
営業債務及びその他の債務	162,558
契約負債	49,771
社債、借入金及びリース負債	56,578
未払法人所得税	6,337
引当金	14,769
その他の金融負債	98
その他の流動負債	37,243
非流動負債	70,723
社債、借入金及びリース負債	55,467
退職給付に係る負債	8,413
引当金	2,488
繰延税金負債	402
その他の金融負債	123
その他の非流動負債	3,829
負債合計	398,080
(資本)	
資本金	79,643
資本剰余金	76,566
利益剰余金	171,720
自己株式	△ 20,189
その他の資本の構成要素	4,569
親会社の所有者に帰属する持分合計	312,310
非支配持分	9,345
資本合計	321,655
負債及び資本合計	719,736

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上収益	603,213
売上原価	424,571
売上総利益	178,641
販売費及び一般管理費	120,553
その他の収益	4,131
その他の費用	847
営業利益	61,372
金融収益	416
金融費用	2,687
持分法による投資損益	1,200
税引前利益	60,302
法人所得税費用	13,873
当期利益	46,428
当期利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する当期利益	43,616
非支配持分に帰属する当期利益	2,812

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	264,744
現金及び預金	77,903
受取手形	7,464
売掛金	70,557
電子記録債権	19,328
製品	1,641
仕掛品	32,597
原材料及び貯蔵品	24,918
その他	30,840
貸倒引当金	△ 508
固定資産	230,041
有形固定資産	87,807
建物及び構築物	39,330
機械及び装置	22,750
土地	18,535
建設仮勘定	3,702
その他	3,488
無形固定資産	12,483
ソフトウェア	12,175
その他	308
投資その他の資産	129,750
投資有価証券	1,865
関係会社株式	93,872
関係会社出資金	21,804
長期貸付金	513
前払年金費用	3,483
繰延税金資産	6,108
その他	5,145
貸倒引当金	△ 3,041
資産合計	494,785

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	177,435
支払手形	1,510
買掛金	20,318
電子記録債務	65,380
短期借入金	31,168
1年内返済予定の長期借入金	3,156
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	4,008
賞与引当金	3,965
役員賞与引当金	210
完成工事補償引当金	2,107
製品保証引当金	3,335
工事損失引当金	1,434
その他	30,837
固定負債	40,499
社債	10,000
長期借入金	26,945
退職給付引当金	15
その他	3,538
負債合計	217,934
(純資産の部)	
株主資本	276,266
資本金	79,643
資本剰余金	83,572
資本準備金	83,571
その他資本剰余金	0
利益剰余金	133,082
その他利益剰余金	133,082
繰越利益剰余金	133,082
自己株式	△ 20,031
新株予約権	585
純資産合計	276,851
負債純資産合計	494,785

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		264,707
売上原価		192,575
売上総利益		72,131
販売費及び一般管理費		56,170
営業利益		15,960
営業外収益		
受取利息	161	
受取配当金	22,650	
為替差益	261	
その他	160	
		23,233
営業外費用		
支払利息	366	
自己株式取得手数料	117	
コミットメントライン手数料	165	
その他	93	
		743
経常利益		38,451
特別利益		
固定資産売却益	1,209	
投資有価証券売却益	35	
		1,244
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	68	
減損損失	198	
投資有価証券売却損	1,069	
投資有価証券評価損	9	
出資金評価損	0	
		1,347
税引前当期純利益		38,349
法人税、住民税及び事業税	3,852	
法人税等調整額	△ 1,157	
当期純利益		35,654

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	林	三子雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜臣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	藤	隆之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示

は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	林	三子雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜臣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	藤	隆之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2021年1月1日から2021年12月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込

まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第157期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに従業員等からその整備・運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

株式会社荏原製作所 監査委員会

監査委員	橋	本	正	博	印
監査委員	北	山	久	恵	印
監査委員	長	峰	明	彦	印

(注) 監査委員 橋本 正博及び北山 久恵は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



株主の皆様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、なるべくご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

会場

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階
大手町三井ホール

昨年と会場が異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

日時

2022年3月29日(火曜日) 午前10時開会 (受付開始 午前9時)

交通

地下鉄「大手町駅」下車
C4出口直結

- 千代田線
- 半蔵門線
- 丸ノ内線
- 東西線
- 都営三田線

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第157期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第157期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

- ① 連結計算書類の「連結持分変動計算書」…………… 1頁
- ② 連結計算書類の「連結注記表」…………… 3頁
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」……………24頁
- ④ 計算書類の「個別注記表」 ……………25頁

株式会社 荏原製作所

当社は、第157期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>）に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

連結持分変動計算書

2021年1月1日から

2021年12月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動 体の換算差額	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産 の純変動
2021年1月1日残高	79,451	75,987	136,629	△178	△1,746	△520
当期変動額						
当期包括利益						
当期利益	—	—	43,616	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	5,926	77
当期包括利益合計	—	—	43,616	—	5,926	77
所有者との取引額						
配当金	—	—	△10,455	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△88	△20,010	—	—
自己株式の処分	—	0	—	0	—	—
株式報酬取引	191	578	—	—	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替	—	—	2,018	—	—	795
所有者との取引額合計	191	578	△8,525	△20,010	—	795
2021年12月31日残高	79,643	76,566	171,720	△20,189	4,179	351

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分 合計	資本合計
	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する 持分合計		
	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ	確定給付制度 の再測定	その他の資本 の構成要素合 計			
2021年1月1日残高	△56	—	△2,324	289,564	7,312	296,877
当期変動額						
当期包括利益						
当期利益	—	—	—	43,616	2,812	46,428
その他の包括利益	94	2,814	8,912	8,912	678	9,591
当期包括利益合計	94	2,814	8,912	52,529	3,490	56,020
所有者との取引額						
配当金	—	—	—	△10,455	△1,458	△11,914
自己株式の取得	—	—	—	△20,099	—	△20,099
自己株式の処分	—	—	—	0	—	0
株式報酬取引	—	—	—	770	—	770
連結範囲の変動	—	—	—	—	0	0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	△2,814	△2,018	—	—	—
所有者との取引額合計	—	△2,814	△2,018	△29,784	△1,458	△31,242
2021年12月31日残高	38	—	4,569	312,310	9,345	321,655

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下、「当社グループ」）の連結計算書類は、当連結会計年度より、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	103社
主要な連結子会社の名称	株式会社荏原エリオット 荏原冷熱システム株式会社 株式会社荏原電産 株式会社荏原風力機械 荏原環境プラント株式会社 株式会社荏原フィールドテック 株式会社荏原エージェンシー EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA. 荏原機械（中国）有限公司 荏原機械淄博有限公司 嘉利特荏原泉業有限公司 Ebara Engineering Singapore Pte.Ltd. Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş. Ebara Pumps Europe S.p.A. Elliott Company Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd. 荏原冷熱システム（中国）有限公司 青島荏原環境設備有限公司 Ebara Technologies Incorporated 上海荏原精密機械有限公司 Ebara Precision Machinery Korea Incorporated 台湾荏原精密股份有限公司 Ebara Precision Machinery Europe GmbH

(2) 連結の範囲の変更

Çigli Su Teknolojileri A.Ş.を買収したことにより、同社及び同社の子会社であるVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.とVansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.を新たに連結の範囲に含めています。また、新たに設立した荏原環境工程（中国）有限公司他3社を連結の範囲に含めています。

(3) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

持分法を適用した関連会社数 1社

水ing株式会社

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

持分法を適用しない関連会社

Ebara Philippines Landholdings, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、その当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため持分法の適用の範囲から除いています。

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社は、決算日が3月31日であるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、EBARA MACHINERY INDIA PRIVATE LIMITED他20社の決算日は3月31日です。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートを用いてグループ企業の各機能通貨に換算しています。外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しています。為替換算差額は通常、純損益で認識し、金融費用として表示していますが、非貨幣性項目の評価差額をその他の包括利益として認識する場合は、当該為替部分はその他の包括利益として認識しています。

② 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産・負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、報告期間の期中平均為替レートで換算しています。為替換算差額はその他の包括利益で認識し、為替換算差額を非支配持分に配分している部分を除き、為替換算調整勘定に累積しています。在外営業活動体の一部又はすべてを処分し、支配、重要な影響力又は共通支配を喪失する場合には、その在外営業活動体に関連する為替換算調整勘定の累積金額を、処分に係る利得または損失の一部として純損益に組み替えます。当社グループが、子会社の持分を部分的に処分するが、支配は保持する場合、累積金額の一部は適宜非支配持分に再配分します。当社グループが、支配を保持する一方で、関連会社又は共同支配企業を部分的にのみ処分する場合には、累積金額の一部を適宜純損益に組み替えます。

(2) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

当社グループは、営業債権を、これらの発生日に当初認識しています。その他の金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産の所有に係るリスクと経済的便益を実質的にすべて移転する取引において、当該金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転した時に当該金融資産の認識を中止しています。金融資産の所有に伴う実質的にすべてのリスク及び経済的価値を留保も移転もしない取引においては、当社グループは当該金融資産への支配を保持していない場合にその資産の認識を中止するものとしています。

金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりです。

(i) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法を適用した総額の帳簿価額から減損損失を控除しています。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されたもの以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益で認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しています。

(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する負債性金融商品のうち、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するため、及び売却するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、利息、為替差損益及び減損損失は、純損益として認識し、これらを除いた公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。

また、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合（もしくは公正価値が著しく低下した場合）にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えていません。なお、配当については、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて純損益として認識しています。

② 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。当社グループは、期末日ごとに信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているか否かについて判断しており、信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産の全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しています。ただし重大な金利要素を含んでいない営業債権、契約資産及びリース債権については、上記に関わらず常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を測定しています。

信用リスクの著しい増大の有無は、債務不履行発生のリスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行とは、債務者による契約上のキャッシュ・フローの支払いに重大な問題が生じ、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない状態と定義しています。債務不履行発生のリスクに変化があるかどうかの判断においては、主に外部信用格付け、期日経過の情報等を考慮しています。期末日において金融商品に係る信用リスクが低いと判断された場合、金融商品に係る信用リスクは当初認識から著しく増大していないと判断されます。当社グループでは、原則として30日を超えて支払いが延滞している場合には、信用リスクが著しく増加していると判断しています。これらの判断には、過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しており、当該情報に基づいて反証可能である場合には、信用リスクの著しい増大は生じていないものと判断しています。

債務者の財政状態の著しい悪化、債務者の破産等による法的整理の手続の開始等があった場合には、当該債権は信用減損が発生していると判定しています。将来回収できないことが明らかとなった債権については、金融資産の帳簿価額を直接減額し、対応する貸倒引当金の金額を減額しています。金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しています。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しています。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っています。

(i) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

(ii) 貨幣の時間価値

(iii) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

③ 非デリバティブ金融負債

当社グループでは、金融負債を発生日に当初認識しており、償却原価で測定しています。当初認識時には公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった時に認識を中止しています。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスク、金利変動リスク等をヘッジするために、先物為替予約取引、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っています。

当社グループでは、ヘッジの開始時においてヘッジ関係並びにヘッジの実施についてのリスク管理目的及び戦略の公式な指定及び文書化を行っています。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれています。また、当社グループでは、これらのヘッジについて、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し極めて有効であると見込んでいますが、ヘッジ指定されていた会計期間を通じて実際に極めて有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

デリバティブは公正価値で当初認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後の変動は次のとおり処理しています。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動は純損益として認識しています。また、ヘッジされたリスクに対応するヘッジ対象の公正価値の変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益として認識しています。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識しています。

その他の包括利益に認識した金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益に認識した金額を当該非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ比率を調整してもなお、ヘッジの適格要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しています。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、その他の包括利益として認識した金額は、即時にその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。

(iii) ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しています。

⑤ 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識した金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済する又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、相殺して純額で表示しています。

(3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されています。

(4) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか低い方の金額で測定しています。棚卸資産の取得原価には、棚卸資産の取得に係る費用、製造費及び加工費並びに棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおり、主として総平均法（精密・電子事業は移動平均法）に基づいて配分されています。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額としています。

(5) 有形固定資産（使用権資産を除く）

① 認識及び測定

当社グループは、有形固定資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、原状回復費用の見積額、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

有形固定資産の取得後に発生した支出のうち、通常の修繕及び維持については発生時に費用として処理し、主要な取替及び改良に係る支出については、その支出により将来当社グループに経済的便益がもたらされることが見込まれる場合に限り資産計上しています。

② 減価償却

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	2～60年
機械装置及び運搬具	2～38年

なお、減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(6) のれん及び無形資産

① のれん

当社グループは、取得法に基づき企業結合の会計処理をしています。

支払対価の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額及び段階取得の場合には取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び引受負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しています。一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価額を下回る場合、その差額を利得として損益に認識しています。

のれんは償却を行わず、毎年同時期及び減損の兆候を識別した時はその都度、減損テストを実施しています。のれんの減損損失は損益として認識されますが、戻入れは行っていません。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

② 無形資産（使用権資産を除く）

個別に取得した無形資産は取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は企業結合日の公正価値で測定しています。

当社グループは、無形資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しています。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しています。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりです。

自社利用目的のソフトウェア	5年
---------------	----

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎年同時期に、加えて減損の兆候が存在する場合にはその資産の回収可能価額を見積っています。

なお、償却方法及び耐用年数は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(7) リース

(借手側)

当社グループは、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識します。契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実態に基づき判断しています。リース期間は、解約不能期間に合理的に確実な延長するオプションと解約するオプションを加えて決定しています。

使用権資産は、取得原価で当初測定しています。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び撤去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加えた額で、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定します。

当初認識後、使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却します。使用権資産の見積耐用年数は、自己所有の有形固定資産と同様に決定します。

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いており、一般的に、当社グループは追加借入利率を割引率として使用しています。

指数又はレートの変動により将来のリース料が変動した場合、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額の見積りが変動した場合、又は購入、延長、あるいは解約オプションを行使するかどうかの判定が変化した場合、リース負債は再測定されます。このようにリース負債を再測定する場合、対応する修正は使用権資産の帳簿価額を修正するか、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には損益として認識します。

当社グループは、連結財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」、リース負債を「社債、借入金及びリース負債」に含めて表示しています。

短期リース及び少額資産のリース

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

(貸手側)

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しています。

(8) 非金融資産の減損

有形固定資産及び無形資産については、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しています。

減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しています。なお、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、每期同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約しています。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っています。

回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っていません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積っており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っていません。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲を上限として回収可能価額と帳簿価額との差額を純損益にて認識しています。

(9) 従業員給付

① 退職後給付

(確定給付制度)

確定給付制度債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しています。割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有する優良社債の期末日時点の市場利回りを参照して決定しています。

退職後給付制度に係る資産又は退職後給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した額を認識しています。勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しています。

確定給付制度の再測定により発生した増減額は、発生した期においてその他の包括利益に一括認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。また過去勤務費用は発生時に全額純損益に認識しています。

(確定拠出制度)

確定拠出制度については、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した時に費用として認識しています。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しています。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③ その他の長期従業員給付

当社グループの長期従業員給付に対する純債務は、従業員が過年度及び当連結会計年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額です。この給付額は現在価値に割り引いています。再測定による差異は発生した期間に純損益で認識しています。

(10) 株式報酬取引

当社グループは、取締役、執行役及び従業員に対するインセンティブ制度として、以下の株式報酬制度を採用しています。

(ストック・オプション制度)

ストック・オプションは権利付与日の公正価値に基づき算定しており、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しています。ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズモデルにて算定しています。

(譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬制度)

企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、持分決済型及び現金決済型の株式報酬制度を導入しています。

持分決済型の株式報酬については、受領したサービスの対価を、付与する当社株式の公正価値を参照して測定しています。算定されたサービスの対価は費用として純損益に認識するとともに、対応する金額を資本の増加として認識しています。

現金決済型の株式報酬については、支払額の公正価値を負債として認識し、無条件に報酬を受ける権利が確定するまでの期間にわたり、当該負債の公正価値の変動を純損益に認識しています。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出の可能性が高く、かつその資源の流出の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しています。

引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いています。時間の経過による影響を反映した引当金の増加額は、金融費用として認識しています。

(12) 売上収益

顧客との契約について、当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、ポンプやコンプレッサなどの回転機械を中核とした風水力事業、都市ごみ焼却施設をはじめとする環境プラント事業、半導体製造装置に関わる機器・装置を製造する精密・電子事業の各分野にわたり製造、販売、工事、保守等を行っています。

① 風水力事業

風水力事業においては、主にカスタム及び標準ポンプ、コンプレッサやタービン、冷凍機や冷却塔及び関連システム、その他送風機や、電気、情報通信、エネルギーなどの制御設備の製造、販売、工事、保守サービスを行っています。

風水力事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡又は検収時点であると当社グループは判断しています。

風水力事業における工事請負契約及び保守契約については、主として、次の要件のいずれかに該当し、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

(i) 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。

(ii) 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。

(iii) 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

これらについては、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって売上収益を認識します。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出し（インプット法）、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲でのみ売上収益を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しています。

② 環境プラント事業

環境プラント事業においては、廃棄物処理施設に関連した製造、販売、工事、保守サービスを行っています。

環境プラント事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡又は検収時点であると当社グループは判断しています。

環境プラント事業における工事請負契約及び保守契約については、主として、次の要件のいずれかに該当し、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

- (i) 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- (ii) 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。
- (iii) 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

これらについては、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって売上収益を認識します。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出し（インプット法）、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲でのみ売上収益を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しています。

③ 精密・電子事業

精密・電子事業においては主にドライ真空ポンプ及びCMP装置の製造、販売、保守サービスを行っています。

精密・電子事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡又は検収時点であると当社グループは判断しています。

売上収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、遅延損害金等を控除した金額で測定しています。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ売上収益を認識しています。また、当社グループでは、契約開始時に、顧客に財又はサービスを移転する時点と顧客が対価を支払う時点までの期間が1年以内であると見込まれるため、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」で規定される実務上の便法を適用し、対価に係る金利要素について調整を行っていません。

契約に複数の履行義務が識別される場合には、主に観察可能な独立販売価格の比率でそれぞれの履行義務に取引価格を配分しています。

(13) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金の合計として表示しています。

当期税金は、決算日において制定され又は実質的に制定されている税率を用いて、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で算定しています。これらは、企業結合に関連するもの及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、当期の純損益にて認識しています。

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しています。繰延税金資産及び負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務基準額の差額である一時差異並びに繰越欠損金に基づいて算定しています。繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しています。

なお、企業結合ではなく、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引における当初認識から生じる一時差異については、繰延税金資産及び負債を認識していません。さらにのれんの当初認識において生じる将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識していません。

子会社・関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識していません。ただし、一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。また、子会社・関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異については、一時差異が予測し得る期間内に解消し、かつ課税所得を稼得する可能性が高い範囲でのみ繰延税金資産を認識しています。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課される法人所得税に関するものである場合に相殺しています。

(14) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産に関して、その資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しています。その他の借入コストはすべて、発生した期間に費用として認識しています。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する純損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しています。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しています。

会計上の見積りに関する注記

1. 収益の認識

風水力事業セグメントのポンプ事業、コンプレッサ・タービン事業、冷熱事業及び環境プラント事業セグメントにおける工事請負契約及び保守契約等については、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しています。

見積り及び測定的前提条件は必要に応じて見直しを行い、追加コストの発生や契約金額の変更等により当初の見積りを修正する可能性があり、連結計算書類上で認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における契約資産の帳簿価額は、86,887百万円です。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討しており、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で繰延税金資産を計上しています。見積りの仮定となる将来の課税所得の発生時期及び金額は、経営者により承認された事業計画に基づき算定されていますが、その時の業績等により変動するため、これらの見積りに影響を与える要因が発生した場合は、回収可能性の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、連結計算書類上で認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における繰延税金資産の帳簿価額は、12,665百万円です。

3. 引当金の会計処理と評価

当社グループは、完成工事補償引当金や工事損失引当金などの引当金を計上しています。それらの引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出の可能性が高く、かつその資源の流出の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しています。

これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、連結計算書類上で認識する引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における引当金の帳簿価額は、17,257百万円です。

4. 確定給付制度債務

確定給付制度債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しています。重要な数理計算上の仮定は割引率であり、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有する優良社債の期末日時点の市場利回りを参照して決定しています。

その他数理計算上の仮定には、退職率、死亡率、昇給率等を見積りが含まれています。それらの数理計算上の仮定は、将来の経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類上で認識する確定給付制度債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における退職給付に係る資産の帳簿価額は7,497百万円、退職給付に係る負債の帳簿価額は8,413百万円です。

5. 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しています。減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しています。なお、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、每期同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、将来キャッシュ・フロー、割引率及び成長率等について一定の仮定を設定しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動や事業計画等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額は161,392百万円、のれん及び無形資産の帳簿価額は23,204百万円です。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は世界的に継続し、現時点でもなお大きな脅威として存在し、予断を許さない状況が続いています。一方で、“withコロナ”と呼ばれる感染予防と経済活動の共存に向けた動きは活発化しており、社会・産業インフラの需要は一時期に比べて改善しています。

同感染症による当社グループの事業への影響は限定的であり、翌連結会計年度においても、事業環境が底堅く推移すると仮定し、会計上の見積りを行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が当該前提と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	3,693百万円
その他	1,003百万円
計	<hr/> 4,696百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	13百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	248,428百万円
3. 保証債務	
(1) 従業員の銀行借入に対する保証	23百万円
(2) 非連結子会社及び関連会社の銀行借入等に対する保証	
該当事項はありません。	
(3) 公益財団法人 荏原 崑山記念文化財団の銀行借入に対する保証	900百万円
4. 資産から直接控除した貸倒引当金	
(1) 営業債権及びその他の債権	2,718百万円
(2) その他の金融資産	5,061百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	95,391,453	122,180	—	95,513,633

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加122,180株は、新株予約権の行使による増加81,500株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加40,680株です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	5,722	60	2020年12月31日	2021年3月29日
2021年8月13日 取締役会	普通株式	4,733	50	2021年6月30日	2021年9月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2022年3月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	10,393	利益剰余金	113	2021年12月31日	2022年3月30日

3. 新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く) の目的となる株式の種類及び数

新株予約権	普通株式	242,500株
-------	------	----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを回避又は軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。また、デリバティブ取引は、リスクを回避することを目的とし、投機的な取引は行わない方針です。

(1) 信用リスクの管理

当社グループの営業債権は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクを低減するために、当社及び連結子会社は社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収状況及び残高を管理することで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、一部の取引先との取引においては保全措置として担保の供出を受けています。なお、特定の取引先に過度に集中した信用リスクを有していません。

(2) 流動性リスクの管理

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクです。当社は、各部署からの報告に基づき、財務部門が資金計画を作成及び更新するとともに、事業状況に応じた適正規模の手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しています。また金融上のリスクに対応するためにコミットメントライン契約等を締結することで代替流動性を確保しています。なお、グループ内の資金効率性を高めるため、資金を当社に集中する制度を運用しています。

(3) 市場リスクの管理

① 為替リスク

当社グループはグローバルに事業を展開しており、それにより生じている外貨建ての営業債権及び債務は、外国為替レートの変動リスクに晒されています。当社グループは主として外貨建ての債権及び債務をネットした純額ポジションに対して為替予約等のデリバティブ取引を利用しヘッジしています。

デリバティブ取引については、内部規定である金融商品管理規程に基づき、連結子会社を含めて適用し管理を行っています。

② 金利リスク

当社グループの有利子負債のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されています。当該金利変動リスクを低減するために、借入金の固定金利と変動金利の適切なバランスを維持し、必要に応じて金利スワップ取引等のデリバティブ取引を利用しています。

③ 株価変動リスク

当社グループが保有する資本性金融商品は、取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。資本性金融商品については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して、また満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2021年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における帳簿価額及び公正価値は次のとおりです。
(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
(1) 現金及び現金同等物	136,488	136,488
(2) 営業債権及びその他の債権	130,121	130,092
(3) その他の金融資産	9,550	9,309
(4) 営業債務及びその他の債務	162,558	162,558
(5) 社債及び借入金	90,304	89,934
(6) その他の金融負債	221	220

(注)金融商品の公正価値の測定方法

(1)現金及び現金同等物

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

(2)営業債権及びその他の債権

営業債権は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いています。

その他の債権は、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

(3)その他の金融資産

① 償却原価で測定するその他の金融資産

非流動のものの公正価値は、その将来のキャッシュ・フローを見積り、その信用リスクを加味した割引率で現在価値に割り引いて公正価値を算定しています。また、流動のものは、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

② 公正価値で測定するその他の金融資産

(i) 株式

株式はその他の金融資産に含まれ、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しています。株式については、レベル1に区分されているものは活発な市場で取引されている上場株式であり、取引所の市場価格によって評価しています。レベル2に区分されているものは非上場株式であり、観察可能な市場データを利用して評価しています。レベル3に区分されているものは非上場株式であり、主として純資産に基づく評価モデル（株式発行会社の純資産に基づき、時価評価により修正すべき事項がある場合は修正した金額により、企業価値を算定する方法）や直近に入手された外部の評価専門家による鑑定評価書に基づいた公正価値等により測定しています。

(ii) 会員権

会員権はその他の金融資産に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債に分類しています。公正価値は、相場価格等によっています。

(iii) 投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合への出資はその他の金融資産に含まれ、組合財産に対する持分相当額により算定しています。

(iv) デリバティブ資産

デリバティブ資産は、その他の金融資産に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。デリバティブは主に為替予約、金利スワップに係る取引であり、公正価値は、取引先金融機関等から提示された観察可能な市場データに基づき算定しています。

(4)営業債務及びその他の債務

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

(5) 社債及び借入金

契約期間が1年超の社債及び長期借入金の公正価値は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) その他の金融負債

①償却原価で測定するその他の金融負債

非流動のものの公正価値は、その将来のキャッシュ・フローを見積り、その信用リスクを加味した割引率で現在価値に割り引いて公正価値を算定しています。また、流動のものは、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

②公正価値で測定するその他の金融負債

デリバティブ負債は、その他の金融負債に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。デリバティブは主に為替予約、金利スワップに係る取引であり、公正価値は、取引先金融機関等から提示された観察可能な市場データに基づき算定しています。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,395円50銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 463円44銭 |

収益認識に関する注記

収益認識の内容については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項 (12) 売上収益」に記載のとおりです。

その他の注記

(取得による企業結合)

当社グループは、2020年12月21日に締結した株式譲渡契約に基づき、トルコポンプメーカーVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.とVansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.を傘下に持つÇiğli Su Teknolojileri A.Ş.の全発行済株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

Çiğli Su Teknolojileri A.Ş.

Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.

Vansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.

事業の内容 深井戸モータポンプ及び縦型ポンプの製造販売

② 取得日 2021年4月12日

③ 取得した議決権付資本持分の割合 100.0%

④ 企業結合を行った主な理由

欧州、中央アジア、中東、アフリカ市場へのアクセスを強化するとともに、グローバル市場における荏原のサプライチェーンを充実させ、標準ポンプ事業の拡大を図るため。

⑤ 取得企業が被取得企業の支配を獲得した方法 現金を対価とする持分の取得

(2) 企業結合日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値、並びにのれんの金額
(単位：百万円)

	金額
取得対価の公正価値	
現金	10,768
合計	10,768
取得資産の公正価値	
現金及び現金同等物	392
営業債権及びその他の債権	2,865
棚卸資産	2,232
有形固定資産	1,108
無形資産	4,499
その他資産	757
引受負債の公正価値	
営業債務及びその他の債務	2,683
借入金及びリース負債	4,022
その他負債	1,688
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	3,460
のれん	7,307
合計	10,768

- (注) 1. 営業債権及びその他の債権（主に売掛金）の公正価値2,865百万円について、契約金額の総額は2,912百万円であり、回収不能と見込まれる契約上のキャッシュ・フローの取得日現在の見積りは47百万円です。
2. 当該企業結合により生じたのれんは、風水力事業セグメントに計上しています。のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力です。当該のれんについて、税務上損金に算入されることが見込まれる金額はありません。

(3) 取得関連費用

当企業結合に係る取得関連費用は176百万円であり、すべて「販売費及び一般管理費」にて費用処理しています。

(4) 業績に与える影響

① 当連結会計年度の連結損益計算書に含まれる売上収益及び当期利益

売上収益 6,531百万円

当期利益 △885百万円

② 企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の連結損益計算書の売上収益及び当期利益に与える影響（監査対象外情報）

売上収益 8,202百万円

当期利益 △1,392百万円

重要な後発事象に関する注記

自己株式の消却

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却する旨を決議し、次のとおり消却しています。

(1) 消却した株式の種類

当社普通株式

(2) 消却した株式の数

3,513,400株

(2021年12月末の発行済株式総数に対する割合 3.68%)

(3) 消却日

2022年1月31日

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2021年1月1日から

2021年12月31日まで

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	79,451	83,379	—	83,379	107,883	107,883
当期変動額						
新株の発行	191	191	—	191		
剰余金の配当			—		△10,455	△10,455
当期純利益			—		35,654	35,654
自己株式の取得			—			
自己株式の処分			0	0		
当期変動額合計	191	191	0	192	25,198	25,198
当期末残高	79,643	83,571	0	83,572	133,082	133,082

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△20	270,693	765	271,459
当期変動額				
新株の発行		383	△180	203
剰余金の配当		△10,455		△10,455
当期純利益		35,654		35,654
自己株式の取得	△20,010	△20,010		△20,010
自己株式の処分	0	0		0
当期変動額合計	△20,010	5,572	△180	5,391
当期末残高	△20,031	276,266	585	276,851

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しています。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

(6) 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

(7) 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「その他」に含めて表示していた「営業外費用」の「コミットメントライン手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しています。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しています。

会計上の見積りに関する注記

1. 収益認識

売掛金に含まれる契約資産 22,537百万円

会計上の見積りの内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 収益の認識」に記載のとおりです。

2. 繰延税金資産の回収可能性

会計上の見積りの内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に記載のとおりです。

当事業年度末における繰延税金資産の帳簿価額は、「個別注記表 税効果会計に関する注記」に記載のとおりです。

3. 前払年金費用の測定

前払年金費用 3,483百万円

会計上の見積りの内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 確定給付制度債務」に記載のとおりです。

4. 引当金

完成工事補償引当金 2,107百万円

製品保証引当金 3,335百万円

工事損失引当金 1,434百万円

会計上の見積りの内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 引当金の会計処理と評価」に記載のとおりです。

5. 固定資産の減損

有形固定資産 87,807百万円

無形固定資産 12,483百万円

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、資産のグルーピングをセグメント別に行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。固定資産の回収可能価額について、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更があった場合、固定資産の減損を実施し、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

関係会社株式 93,872百万円

関係会社出資金 21,804百万円

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金は、株式の取得価額と比較して実質価額が50%程度以上低下した場合、当該会社の事業計画に基づき回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて評価損の計上を行っています。なお、一部の関係会社株式は、実質価額に当該会社の買収時の超過収益力等を加味して評価しています。事業計画は経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動や事業計画等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりです。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	118,691百万円
2. 保証債務	
(1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証	22百万円
(2) 関係会社の銀行借入等に対する保証	7,741百万円
連結会社	
Elliott Company	7,536百万円
Ebara Thermal Systems (Thailand) Co.,Ltd.	205百万円
連結会社計	<u>7,741百万円</u>
(3) 公益財団法人 荏原 畠山記念文化財団の銀行借入に対する保証	900百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	59,812百万円
関係会社に対する長期金銭債権	708百万円
関係会社に対する短期金銭債務	30,823百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	80,812百万円
仕入高	25,020百万円
営業取引以外の取引高	23,391百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	20,422	3,515,732	81	3,536,073

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,515,732株は、単元未満株式の買取りによる増加2,129株、取締役会決議による自己株式の取得による増加3,513,603株です。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少81株は、単元未満株式の売渡しによる減少81株です。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,214百万円
赤字工事進行基準による売上損失	514百万円
退職給付引当金	1,551百万円
税務上の繰越欠損金	593百万円
投資有価証券等評価損	50百万円
関係会社株式評価損	2,403百万円
たな卸資産評価損	3,099百万円
固定資産除却損	646百万円
減価償却費	561百万円
完成工事補償等引当金	2,134百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,087百万円
未払金	701百万円
その他	2,567百万円
繰延税金資産小計	17,125百万円
評価性引当額	△10,333百万円
繰延税金資産合計	6,792百万円
繰延税金負債	
その他	684百万円
繰延税金負債合計	684百万円
繰延税金資産の純額	6,108百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 荏原フィールドテック	所有 直接100%	<ul style="list-style-type: none"> 当社のコンポーネント機器・半導体製造装置の販売及びアフターサービス 当社が工場及び建物を賃貸 当社が資金を借入 役員1名兼任 	売 上 高	24,471	売 掛 金 電子記録債権	5,076 9,475
子会社	荏原環境プラント株式会社	所有 直接100%	<ul style="list-style-type: none"> 当社がポンプ・ポンプ部品を販売 当社が工場での電力を調達 当社が建物を賃貸 当社が資金を借入 役員1名兼任 	資金の借入(注3) 支 払 利 息	△568 34	短 期 借 入 金	11,113
子会社	Ebara Technologies Incorporated	所有 間接100%	<ul style="list-style-type: none"> 当社のコンポーネント機器・半導体製造装置の販売及びアフターサービス、コンポーネント機器の製造 	売 上 高	10,408	売 掛 金	5,386
子会社	Elliott Company	所有 間接100%	<ul style="list-style-type: none"> 当社がコンプレッサ・タービン等を購入 当社が債務を保証 当社が資金を貸付 役員3名兼任 	債務保証(注4)	7,536	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しています。
2. 資金の貸付及び借入の利率は、市場金利を勘案して決定しています。
3. 資金の貸付及び借入は、CMS(キャッシュマネジメントシステム)による取引であり、取引金額は当期首残高からの増減額を表示しています。
4. 債務保証は、銀行借入等の債務保証を行ったものであり、保証料を受領しています。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,003円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 378円84銭 |

収益認識に関する注記

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

詳細については、「連結注記表 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

その他の注記

(取得による企業結合)

当社は、2020年12月21日に締結した株式譲渡契約に基づき、トルコポンプメーカーVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.とVansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.を傘下に持つÇigli Su Teknolojileri A.Ş.の全発行済株式を取得しました。

詳細については、「連結注記表 その他の注記（取得による企業結合）」に記載のとおりです。

重要な後発事象に関する注記

自己株式の消却

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却する旨を決議し、次のとおり消却しています。

(1) 消却した株式の種類

当社普通株式

(2) 消却した株式の数

3,513,400株

(2021年12月末の発行済株式総数に対する割合 3.68%)

(3) 消却日

2022年1月31日